

河合町議会会議録

令和4年 3月9日 開会

河合町議会

令和4年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

第4号（3月9日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
坂本博道	3
西村 潔	27
常盤繁範	49
大西孝幸	69
○散会の宣告	72
○署名議員	75

令和 4 年 3 月 9 日（水曜日）

（第 4 号）

令和4年1第回(3月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第4号)

令和4年3月9日(水)午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	森光祐介	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	西村 潔
13番	谷本昌弘		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	清原正泰	参事	横山泰典
企画部長	森嶋雅也	総務部長	上村卓也
福祉部長	浮島龍幸	環境部長	石田英毅
まちづくり 推進部長	福辻照弘	教育委員会 参事	山本 剛
総務部次長	小野雄一郎	まちづくり 推進部次長	中島照仁
広報広聴課長	桐原麻以子	財政課長	新井俊洋
税務課長	松本武彦	福祉政策課長	浦 達三

まちづくり 推進課長	杵本幸史	住宅課長	森川泰典
上下水道課長	上原郁夫	教育総務課長	中尾勝人
生涯学習課長	小槻公男		

会議に従事した事務局職員

局長心得	高根亜紀	主事	平井貴之
------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（梅野美智代） おはようございます。

本日は、三宅町議会より辰巳議長が傍聴にお越しくださっています。皆さん、よろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和4年第1回定例会を再開いたします。

なお、1番、森光祐介議員より遅延の届出を受けております。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（梅野美智代） 本日の日程は一般質問です。

各議員の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけさせていただきます。その後、30分を過ぎて発言を続けた場合は、マイクのスイッチを切らせていただきます。

また、飛沫感染防止のため、理事者の答弁及び議会議員の再質問以降は着席のまま対応をお願いいたします。なお、質疑の際はマスクを外させていただくことがあります。ご了承願ひます。

本日は、質問順番6番から9番の方の質問です。

それでは、質問を許します。

◇ 坂 本 博 道

○議長（梅野美智代） 6番目に、坂本博道議員、登壇の上質問願ひます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

(6番 坂本博道 登壇)

○6番(坂本博道) 議席番号6番、坂本博道です。

通告書に基づき、大きく2点について質問します。

第1に、財政健全化計画と財政運営について伺います。

河合町の財政状況について、昨年、共産党河合支部として行った住民アンケートで、不安に感じると答えた人が88%にもなりました。不安の中では、夕張のような倒産状態になって行政サービスが受けられなくなるのではないかという思いがあります。また、憧れますと思いい、転居して行って税金も真面目に払ってきたのに、何でこんな財政状況になったのか恥ずかしいという思いもあります。

しかし、健全化指標の数字に振り回されて一気に数字を改善しようとすれば、住民サービスを急速に低下させることにもなり、本末転倒の事態になります。そのため、基本的な住民サービスを低下させず、しっかりとした予算会議の熟慮、粘り強く取り組むことが必要だと思っております。同時に、これまでの財政運営の問題点も振り返り、今後に生かすことが必要です。

その上で、今回の財政健全化の取組について質問します。

1つ、現状認識についてです。夕張の財政悪化の要因と現在の河合町の状況との関係でどのように評価していますか。

2、夕張市の大きな問題は、他会計との関係を利用し財政状況を正しく反映しない粉飾決算にありました。その点で、河合町でもそのような事態につながりかねないという点では、平成29年の予算もつけずに町営住宅の修繕をしていた事例があります。そして、令和元年の9つの起債分の借換えで残金償還を3年間繰延べしたのは、償還期間の変更もなく支払い利息も増加し、赤字を回避し決算状況の実態を分かりにくくしたもので、粉飾にもつながりかねないものだと思いますが、どのように評価しているのでしょうか。

2、借金の動向と県の支援について伺います。

1つ、県から1億9,000万円の無利息借借入れで11の既発行債の借換えを行います。令和元年末現在で、9つの起債分を予定どおり償還しておれば元金未償還残高は幾らになる予定でしょうか。また、今回、県からの借入金の分としては、令和8年末現在で残高は幾らになる予定でしょうか。

2、政府資金系の利息分611万円は県から補助されますが、令和元年のコロナの起債の借換えによって増加した利息は幾らになっているのでしょうか。

3、繰上償還について、南都銀行からの借入れについて実行できないのはどういうことでしょうか。

4、未償還残高を減らしていくために、新たな起債を実行するにあたっての考え方はあるのでしょうか。

3、住民サービス負担に関わる件について伺います。

1、まほろばホール、豆山の郷を閉めるという方針になっております。住民の生活の私的な面を支える重要な施設であります。コンクリートの建造物は、法定耐用年数とは別に実質何年ぐらい使用できるように見ているのでしょうか。長寿命化施策を行い、次の世代にも使えるようにして時期をずらして、さらにその後対応を検討することというのはできないのでしょうか。また、使用エリアや管理仕様などを見直し、維持管理費を削減するなど検討できないのでしょうか。

2、下水道会計の一般会計からの繰入れを減らすために下水道料金の値上げを予定していることになっております。一般会計からの繰出し基準と下水道料金値上げの根拠はどのように考えているのでしょうか。

4、財政健全化計画の進め方について伺います。

1、前回の健全化計画との違いは、県から財政支援を受けることにあります。同時に、県の縛りも受けることになるのではないのでしょうか。計画どおりに進まなければペナルティーがあるような支援なのではないのでしょうか。

2、財政運営は、経常収支比率の引下げなど健全化指標を改善するとしても、基本的な住民サービスを維持しながら無駄や不要不急の施策を見直しながら柔軟に進めるという必要があるのではないかと思います。どうでしょうか。

5、今年度の財政運営について伺います。

1、資産の売却の進捗状況はどうでしょうか。また、進み方が遅いのはなぜでしょうか。

2、公共施設総合管理計画の個別計画はどうなっているのでしょうか。

大きな第2に公共交通施策の充実、バリアフリーについて伺います。

住民の移動手段の確保充実は安心して住み続けられるまちづくりの重点課題です。

1、清原町政になって、公共交通施策の取組としてはどのようなことを実施したのでしょうか。

2、すな丸号について伺います。

逆回りルート停留所の位置など、実態調査を踏まえた有効な運行ルート、職員の接遇など、

アンケートを含め様々な要望が出されてきましたが、その具体化はどうなっているのでしょうか。また、これはどこで検討しているのでしょうか。そして、どう進めるのでしょうか。

2、すな丸号条例の制定について、請願が採択をされ、議会決議にもなりました。その具体化はどうなっているのでしょうか。公共交通政策に関連する特色ある条例の制定は、まちづくりの理念を示すものでもあり具体化するべきではないでしょうか。

3、近鉄佐味田川駅のバリアフリー化について、引き続き協議するとなっていました、どうなっているのでしょうか。検討する場を明確にして実現するためにどのような方法があり、課題は何かを明確にして少しずつでも前進させていく、このことが必要ではないかと思えます。

あと、再質問は自席にて行います。

○財政課長（新井俊洋） はい。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） それでは、お答えさせていただきます。

まず1件目の質問といたしまして、夕張市の財政悪化の要因と現在の河合町の状況との関係でどのように評価しているかという質問でございますけれども、夕張市においては基幹産業であった石炭産業の衰退などによる財政状況の悪化により、平成19年3月に国の管理下で再建を目指す財政再建団体に指定されることになりました。その後、国において地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月に全面施行され、一定の基準を超えると早期健全化段階として自主的な改善努力による財政の健全化を図ることとなり、さらに財政再生基準を超えると、国などの関与による確実な再生が求められることとなりました。国などの関与による再生が行われることになった夕張市に対して、河合町は早期健全化基準に該当する状況にもありませんので、夕張市の財政状況とは全く別で、比較する状態にはありません。なお、河合町の財政健全化計画は法律の規定による策定を義務づけられているものではなく、安定した行財政を持続的に運営していくために、あくまでも自主的に策定しているものでございます。

次の質問といたしまして、夕張市の大きな問題は、他会計との関係を利用し財政状況を正しく反映しない粉飾決算だったということで河合町との比較ということでございますけれども、本町が令和元年度に行いました9本の町債に係る償還条件の見直しは、行政サービスの低下を招かないように財政需要が集中する年度の財源の平準化を目的として、借入れ先や奈良県にも相談の上、法的に順当な手続を経て借換えを実施したものです。先ほども申し上げ

ましたが、夕張市が行った会計処理とは次元の違うことで、比べられるものではありません。いたずらに夕張市と比較することは住民の皆様の不安をあおることにもなるため、ご配慮いただけたらと思います。

次の質問といたしまして、令和元年度に行った償還条件の見直しを実施しなかった場合の令和8年度末の元金未償還残高という質問でございますけれども、約113億2,200万円と想定されます。また、令和8年度末における奈良県からの借入残高は、約4億4,500万円となる見込みです。

次に、令和元年度に行った償還条件の見直しによって増加した利子はこの質問でございますけれども、約5,900万円でございます。なお、この増加した利子相当額は、住民の皆様には負担がかからないように、令和2年度と令和3年度において町職員の協力をいただき、給与の削減を行うことで補填することといたしました。

次の南都銀行の借入金に対する繰上償還についてでございますけれども、南都銀行からの借入れについては、繰上償還の際に違約金が発生することから借換えの対象としておりません。

次に、未償還残高を減らしていくために新たな起債を実行するに当たっての考え方はという質問でございますけれども、新たな起債を行うに当たりましては、国・県補助金や交付税算入が多い地方債を借りられるなど最も有利な財源を確保するとともに、町債の毎年度償還額や残高、財政指標の推移を常に念頭に置いて計画的に起債の発行を行う必要があると考えております。

次の住民サービス負担に関わる件についてという質問ですけれども、まほろばホールや豆山の郷についての質問ですが、これらの施設は、財政健全化計画において休止の検討としております。本町には、箱物施設が多いことや維持管理費が負担となっていることからファシリティマネジメントが重点課題となっております。その上で、まほろばホールや豆山の郷の今後については、あらゆる角度から検討を深める必要があり、仮に休止する場合でも住民の皆様のご理解を得られるよう努力してまいります。

次に、財政健全化計画の進め方についてということで、県から財政支援を受けることで縛りやペナルティーがある支援なのかという質問でございますけれども、今回、奈良県と一緒に財政健全化計画を策定したということに大きな意義があると考えておりますので、県の縛りという概念は持っておりません。また、計画どおりに進まないということでペナルティーがあるということもございません。

次に、財政運営は基本的な住民サービスを維持しながら、無駄や不要不急の施策を見直し柔軟に進める必要があると考えるということの質問でございますけれども、財政健全化計画は基本的な住民サービスを維持しながら進めていきたいと考えています。無駄の削減というのは当然のこととしまして、その他事業の見直しにおいて住民の皆様のご協力をお願いしなければならない項目については事前に説明を行い、ご理解とご協力を得ながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○生涯学習課長（小槻公男） 議長。

○議長（梅野美智代） 小槻生涯学習課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 私のほうからは、3番目のご質問、住民サービス負担に関わる件についてのうち、まほろばホールについて答えさせていただきます。

まず、まほろばホールは鉄筋コンクリート造ですけれども、この建物の法定耐用年数は47年です。その上で、今年度作成しました長期修繕計画では、今後30年間文化会館として施設を運営するために必要な建築、電気設備、機械設備、舞台設備等の整備に係る経費を算出しました。今後は、この計画を基に、在り方を検討してまいります。

経費の削減につきましては、これまでも様々に検討してまいりましたが、設備が古いことや建物の構造上の特徴もあり、維持管理に係る経費の削減は難しい状態となっております。住民の文化的な活動の場としての施設が必要なものであることは十分認識をしております。ほかに代替できるというようなものも含めて文化芸術活動の場を提供できるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○福祉政策課長（浦 達三） 議長。

○議長（梅野美智代） 浦福祉政策課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 私のほうも同じく3番の住民サービス負担に関わる件についての豆山の郷の件について答弁させていただきたいと思っております。

豆山の郷につきまして、今後の施設の在り方を検討する資料としまして、昨年作成しました中期保全計画に基づき、今後30年間施設を運営するために必要な建築、電気設備、機械設備の整備に関わる経費を算出いたしました。経費の削減については、設備が古いことや建物の構造上の問題もあり、維持管理に関わる経費の削減は難しいものと考えております。

また、使用エリアや管理手法の見直しなどを検討できないのかにつきましては、利用する

方がご不便を感じないように慎重に諮るべき案件と考えておりますので、運営審議会等で協議していただけたらと考えております。

以上です。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（梅野美智代） 上原上下水道課長。

○上下水道課長（上原郁夫） 私のほうから、3番、一般会計からの繰入れ基準と下水道料金の値上げの根拠はどのように考えているのかという質問にお答えいたします。

河合町の下水道使用料単価は、平成28年6月の料金改定以来、6年間改定せずに努力してきたところでございます。しかしながら、令和2年度決算で約2億6,000万円を一般会計から繰入れを受けるなど、大変厳しい状況となっております。

一般会計からの繰入れにつきましては、総務省の示す基準に基づき、繰入れをいただいている基準内繰入れと国の基準に基づかない基準外繰入れがございます。本町の汚水処理原価は、1立米当たり150円に対して使用料単価が120円という料金設定のため、使用料収入で補えない状況で、一般会計からの基準外繰入れで補填しております。

今回、財政健全化計画に計上している3,400万円は、1立米当たり20円の料金値上げを想定した数字となっております。なお、下水道事業は、令和6年度から公営企業会計へ移行となり、独立採算制の原則に基づく会計処理に移行されることに伴い、現在、赤字補填として一般会計から繰入れをいただいている基準外繰入れを圧縮すべく財政健全化計画に計上しております。

以上です。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） それでは、私からは、今年度の財政運営に関するご質問の中の資産売却の進捗状況、そしてそれらが遅い理由はというご質問に対してお答えいたします。

土地の売却に関しましては、河合町町有未利用土地の利活用に係る取扱い基本方針に基づき進めているところではございますが、売却予定である河合幼稚園跡地の入札が不調に終わったことなどにより、現在の財政健全化計画の予定よりも遅れが生じておる状況でございます。

この要因としましては、価格や売却条件によるものと考えておまして、たとえ普通財産であっても町の財産である以上、その売却価格に適正性を確保する必要があるということに

加えまして、売却後の土地利用が周辺住民への悪影響が及ぶようなものにならないために、入札参加者に一定の制限を設けていることなどが考えられると思います。

続きまして、大きな2点目の質問事項でございます公共交通施策の充実、そしてバリアフリーについての今の現町政になって実施した公共交通施策、そしてすな丸号に関するご質問にお答えいたします。

公共交通に関する施策とは、一般的にコミュニティバスの運行などによる移動手段の確保、そして民間交通事業者への補助、公共交通の利用促進策などが考えられ、本町におきましては、まず町内に近鉄駅が3駅あり、町の西部では約10分間隔で路線バスが運行されていることを踏まえまして、それらを補完するような形ですな丸号を運行しておるところでございます。

このすな丸号は、平成29年7月から現在の形態での運行を開始しておりまして、お寄せいただいた意見に対しては、可能なものから対応しておるところでございます。例えば、運転手の接遇に関して、当初、業務委託による運行でございましたが、委託先の運転手に対する指導には限界があったものですから、今年度より、全て町の会計年度任用職員による運行としており、接遇に対する苦情は大幅に減っております。また、要望が多かった乗車扉の自動化や乗車時の自動ステップの設置なども実施しておりまして、一定の利便性向上は実現できているものと考えております。

令和3年第1回議会定例会において、すな丸号の設置条例の制定を求める請願書が採択されたことは、町として重く受け止めております。現在のところ、令和3年度に策定いたしましたすな丸号運行管理規程及び運行マニュアルに基づいて運行しておるところでございます。条例化の必要性につきましては、現行の規程での運行による支障などの検証を行いながら慎重に検討しておるところでございます。

以上となります。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島計画推進室次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 私より、1、財政運営についての2、公共施設等総合管理計画の個別施設計画の進捗状況についてお答えいたします。

現段階におきましては、全ての施設の評価は完了しており、その結果を踏まえ、町内部会議において方針を定め、個別施設計画の決定を行っていく段階となっております。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） それでは、私からは、近鉄佐味田川駅のバリアフリー化について答弁させていただきます。

鉄道事業者とは、令和3年9月28日に来庁いただき、協働の取組について協議を行いました。コロナ危機に起因する経営状況等について説明を受けた上で、町駅内の鉄道駅のバリアフリー化についても議題として協議しております。

高齢化がさらに進行すれば、今まで以上に公共交通機関が必要になると考えられます。駅周辺の整備や鉄道への結節、駅舎のバリアフリー化など、鉄道駅の利便性向上に向けた取組が急務であり、協働して取り組みたいとして協議を終えております。

その後におきましては、定期的にメールなどを利用し協議を行っているところでございます。今後においても、鉄道事業者と連絡を密にし、バリアフリー化を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 質問していて、ちょっと趣旨が伝わっていなかったのか、答えが違う件について、初めに伺っておきます。

2の借金の動向のところ、県からの1億9,000万の無利借入れをしたかというところですが、令和8年末のここの起債分の予定どおり償還しておれば、元金の未償還残高は幾らかというのは、これは全体じゃなくて、9つの起債分について聞いている件です。

同じように、次の分も県からの借入れの残高、これはだから、1億9,000万借りた分の令和8年のときの残高は幾らか、そのように聞いているものなので、ちょっと再度答弁願いたいと思います。

○財政課長（新井俊洋） 議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 回答がちょっと違っていたということで、失礼いたしました。

令和元年度に行いました条件変更分に係る令和8年度末現在の残高でございますけれども、約20億400万円となっております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ちょっと違います、意味が。11の既発行債。9つと書いていますが、これは11です。今回借り換える分です。県から無利息債を借りて、その分の残高を聞いているんです。要するに、8年目が終わった段階での。それはもともと払ったらどうなっていたかということです。県の分として幾ら残るかということです。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） すみません、ちょっと当初、こちらのほうで回答をさせていただく部分と異なっていたことは申し訳ございません。

ちょっと今その辺に関連する詳細な部分が今手持ちでございませぬので、すみません、後ほどまた答弁させていただきたいというふうに思います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それはちょっときちっと見て答弁してほしいと思います。

私の計算では、ここはちょっと後で触れますけれども、8年末現在で、もともとのとおり返していたら、11です。無利については、約857万円の残高なのではないか。一方で、県から借りた分の15年で返すという分であれば、8年末で1億2,622万円になるのではないかと、いうふうには見ております。後でその件については触れたいと思います。

それでは、初めのほうからいかせてもらいます。

夕張の件について現状認識を聞いているというのは、それがやっぱり教訓を引き出す必要があるからだと思っております。そういう点では、先ほど夕張の経過については一定話があったところです。

そういう点で、今回のここは確かに国策の影響も受けながらですけれども、結局観光産業に力を入れながら、一般会計から他会計に繰り出す予算を貸付けとして、それで4月、5月の出納整理期間に利用して償還するという手法で実質的な赤字を見えなくした。そして、多額の赤字は累積した結果だというふうに見ております。ですから、決算カードが分かる範囲で平成16年度については53万円の黒字だったものが17年には16億円、18年には350億円の赤字決算と一気に悪化した状況になりました。そういう点では、やはり正しい決算報告をしておれば早期に対策が打てた、そこの最大の教訓があるんだろうと思って、普通の財政運営をすることがやっぱり大事だと思っております。

その上で、河合町の確かに状況は違うというふうに思います。これは、私もそう思っております。同じことを全然思っておりません。ただ、自分の中でも河合町は夕張市の次に財政が悪いというようなことが一時期話となり、そのことも含めて不安材料というふうになっておりますが、なぜそのように言われているというふうに受け止めているのでしょうか。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 財政の状況を判断する指標として財政指標というのがございますけれども、その中の指標について、河合町の指標がとても悪いということがございます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、夕張市の状況というのは、先ほど議員がおっしゃられたように赤字の問題であったりとか、河合町が置かれている財政の状況ということでは全く次元が違うというふうに考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 確かに財政指標ですが、その中でどれが財政としては夕張に次いで悪いというふうに言われる根拠になったというふうに受け止めておりますか。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

将来的な部分の将来負担比率という部分がございます。その比率につきましては、夕張に次ぐ2番目という形になっております。その辺の部分が印象としてそういうふうに受け取られたというふうに考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 確かに将来負担比率は、将来返すべき借金、直接もしくは補償というかも含めて標準財政規模に対する、身の丈に対する比率というふうに考えています。それが、平成29年の決算のときに夕張市が516.2だったのが、次いで河合町で219.1、その次は平群町ですが、そういう意味で夕張に次いで悪い数字だということも含めて、かなり町民の中で衝撃が走ったように思っております。ただ、中身そのものは、当然、全然質は違うと思っておりますが、しかしそういうふうなところでやっぱり思っておられるという点ではやっぱり大事なことやと思っております。

そういう点で、確かに将来負担比率というのが高い状況ですとあります。この間、それ

以降4年間ぐらい見ても平群が追い抜いたりしたことはありましたが、大体河合は4番から5番には入っておるというところで、そういう点では夕張市のやつに対して見たときに、やっぱり悪い数字やというのが住民の不安の一つだと思っております。

その上で、将来負担比率がなぜ高いという状況が続いているのか、このことについてどのように受け止めているのでしょうか。

○財政課長（新井俊洋） 議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 将来負担比率につきましては、将来的な負債の割合ということになりますので、本町の場合は町債残高というのがこの高い原因になっていると思います。その中でも、平成25年度に借り入れました三セク債、これがかなり大きな影響になっているというふうに考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この件につきましては、借金のそのものの残高で周辺を見たら物すごい多いというふうには思っておりません。上牧町なんかとも比べても。ただ、なぜそれで高くなるのか、こういうときにやはり直接の起債というよりは、他会計への繰入れとか、そしてそういうことも含めて、意外とそれが大きいんじゃないかと思っています。

例えば、将来負担比率が導入されました平成20年の1回目のときの将来負担比率で見たら、夕張市はそれこそ1,164ということでした。河合町はそのとき279.4ということで、このときの順位としては20番目ぐらいということなんです。それ以後、ずっと大体高さが維持されているということになります。そういうところで見たとときに、当然、分母、分子の関係はほかもあります。大きな要因として、これは他会計の繰出しということで、下水道会計への繰出しも確かに多いですが、もう一つは、土地開発公社への債務保証、それから一般会計的には利子補給を含めて、債務保証も当然将来負担比率に上げられますので、その部分が大きかったというのは1つの要因ではないかと思っております。

そして、土地開発公社につきましては、平成24年に公社が解散して28億円の三セク債を借りて、借金の返済を肩代わりしたと、そのこともあって今新たな負担にもなっております。その際、残高が28億2,200万円の債務保証に対して、譲渡価格ということで実際は6億4,000万円の評価しかないということになって、約22億円の債権を放棄したという形で公社を解散しました。そういう点では、やはりこの際の結局かなり高い値段で買って、目的等が明確で

なく事業活用できなかつた、この際の河合町土地開発公社解散プランでも指摘されているように、その中の6割余りが同和対策事業の小集落改善事業関係、また住宅建設への関係が占めておりました。その影響というのはやっぱり大きかつたのではないかと感じております。そして、その後引き継いだ三セク債というのが、やはり新たに、引き続きその率に対して影響を与えていると感じております。

そういう意味で、土地開発公社の経緯とか財政運営について、どのような教訓として受け止めているかという点をもう一度、これを聞きたいと思います。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） すみません。お答えさせていただきます。

まず、土地開発公社の部分につきまして、国のほうから三セク債に係る部分での社会経済情勢という部分がかかなり悪化していたという中で、もともと予定していた事業がうちの町に限らずということにはなるとは思うんですけども、それが軒並み実施することが困難になってきたというところがございます。それに伴って、三セク債の部分で、要は塩漬けという形になっている土地について、このままでは解消できないということで、国の制度として第三セクター等公共事業債というような起債の制度ができました。

それに基づいて、今、議員おっしゃっていただいていたけれども、公社の解散に伴う部分イコール三セク債の借入れという形で町としても実施してきたという形になっております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この点について聞いているのは、やっぱり財政運営について、やはり極めて慎重に、また、やっぱりそこをしっかりとやる必要があるという意味で確認したいと思っているんです。

結局、公社が解散するときには、簿価に対して28億そこそこでしたけれども、実際は6億なんぼやったと。結局、確かにバブルの時期というのはありましたけれども、いろいろな意味で高く買って、そういえば目的があまりはっきりないものも多くあったというふうなことを公社の理事長は町長で、こちらの町も岡井町長の時代ですけども、そういう意味でいえば、それらの財政運営に対してしっかりとやっぱり受け止めておく必要があるんじゃないかという意味で、これについては確認しておきたいと思っているところでした。

そういう点で、そういうふうな経過、それからまた運営について、改めてその総括、確かに出されております。当時たしか町長の名前でも出たと思いますけれども、改めてその点についてはどのように受け止めているか、ちょっと清原町長、伺いたいと思います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、ご質問いただいた内容につきましては、そういう経過内には認識しております。

今後の運営につきましては、昨日もいろんな面で答えさせていただきました。今、財政的には本当にまだまだ厳しい状況でございます。予断も許すことはできない状況になっております。その中でも、命に関わるそういう施策については慎重にやっていく、それ以外のことでもしっかりいろんなことで精査させていただいて進めていきたいと思っておりますので、今、議員おっしゃったように、しっかりそういう部分は教訓として進めてまいります。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それで、この間、財政運営についてもう一度、やっぱり確認したいと思っています。

それは、令和元年度、令和2年のときの3年度の償還繰延べの件であります。これについて、先ほど、ちょっと理由についてはありました。かつ3年間ということ、1年2億3,000万を3年分ということでしたから、ただ、その際、やっぱり問題にしたのは、令和元年度末の3月のときの本来返すべき4,160万円の分について、それも予算委員会が終わってから先送った。これはなぜこういうことをしたのかということをしつこくこの間も聞きましたが、やっぱりこれは令和元年度決算が赤字になる要素が強い、それは最終的には調整基金から8,000万ほど入れたということになりましたけれども、やっぱりそのためにやったのではないかと私は思っております。

そういう点では、ちょっと改めてそういうふうな運営をしていると、やっぱりこれは実態が分からなくなるということになると思います。その後、それについて、ちょっとそういうことはなかったのかについては改めて見解を聞きたいと思います。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 元年度の償還状況の見直しという件でございます。

償還条件の部分につきまして、金融機関との協議を行っておりました。その協議が確定していないという状況の中で委員会という形になりましたので、その部分についてはお話しさせていただいているということでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この件につきましては、繰延べした分について、やはりそのときにしてきた分はありましたが、この間の広報での決算報告や、また先週配られておりました清原後援会ニュースなどでも財政状況に対して訴え出しながらも、一方で、強く繰延べしたので実際はこれぐらいの影響があるというようなことを書かざるを得ないという状況になっています。

結局そういう点で、決算状況を含めて、やはり分かりにくくするというのは非常に、まだ小さい額でありますけれども、先ほど言った夕張の問題という点では、やっぱり当たり前の普通の財政運営をまずしっかりするということが大事やと思っております。そういう点では、この件はぜひ指摘をしておきたいと思えます。

続きまして、県の支援の関係でちょっと伺います。

県の支援を受けて借金は減るのかとかについてちょっと確認したいと思います。

住民の関心度の、それから先日も行かせてもらいました借金を減らしていこうというような思いがある中で、実際どうなのかということになります。そういう点で、今回借り換えた11の起債につきましては、661万円の利子分は減額できますが、元金が減るわけではないと思っております。そういう点では、一方で利子分について考えれば、先ほど令和元年の繰延べでの増加した利子が5,900万円ということになりますから、ある意味では全然それにも足りていないというように思います。そういう点では、令和8年までは償還額を減らす効果があるというふうになって、確かにそうなりますが、9年以降は増加させる要因にもなります。10年ぐらいのスパンで見れば、必要な今後起債を起こしながら借金を減らすという財政運営としては、実際効果として見られるんだろうかというように思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○財政課長（新井俊洋） 議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 奈良県の財政支援によって借換えを行うことで元金が減るということとはございませんけれども、住民サービスの一定のサービスを継続的に行っていくというこ

と、また、町の財政運営上、災害等の緊急時の備えとして財政調整基金の積立てといったこともやはり確保は必要というところで、この元金が平準化ということを県の支援を受けてさせてもらっているところでございます。

元年度に行いました償還条件見直しの利子に足りていないということですが、これは先ほども申し上げましたとおり、職員の協力を得て給料の削減によってこれを補填しているというところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その点でちょっとさっき言い忘れましたが、先ほど言ったように、11の借換え分について、予定どおり返済しておれば、8年末では残高は857万ということで減っていたんですけども、今度の借換えしたことで県から無利息とはいえ、借りた1億9,000万の残高というのは1億2,622万円として後に残るということですから、全体で借金を減らしていくということを考えたときには、本当にそれでいいのかというような思いはあつて聞いたところです。

それで、借金を減らすという方法で、1つは繰上償還も一つの方法だと思いますが、昨日の質疑で、南都銀行の件はさっきも言いましたように、これについては念書があつて、約定外の期限前返済及び返済方法の変更をできないことを承諾すると。約定外の返済方法をする場合は違約金を払うというふうになっておるということですが、新たに確認しますが、全ての南都の借入れ、もしくはほかのことも含めて借入れというのはそういう念書をつけた条件になっているのでしょうか。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 今回、県の財政支援を受けるに当たり、こういった念書なり契約といったことを確認させていただきましたけれども、全ての過去からの分のものを確認できたわけではございませんけれども、今回借換えを行うに当たって必要となった部分とか、それに関連する部分ということで確認させていただきましたところ、南都銀行さんの分につきましてはこういった念書で違約金が発生するというところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ですから、繰上償還というのはやっぱり1つの方法だと思うんですが、

それができないのをやろうとすれば違約金がかかるというふうな方法というのは、これはほかの自治体も含めてみんなそういうことに、銀行との関係はなっているのでしょうか。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 今回、県から借換えを行うに当たり、県ともやり取りをしているわけですが、県の担当のほうからもそういうことで聞いております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の借換えということではなくて、南都銀行から借りているいろんな、毎年借りますけれども、それは全てこういう条件になっているんかということを確認したいんです。

○財政課長（新井俊洋） 議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 県のほうとしましても、全てのそういう調査をされたわけではないと思いますので、把握できる部分で教えていただいたんやと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この件は長年やっている上村部長のほうはどうですか。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

私のほうは知る限りという形にはなるんですけれども、金融機関におきましては、ほとんどのところが違約金という形になっているというふうに思っております。

ただ、その信用金庫、大和信用金庫という部分につきましてのみ、今、把握している部分では、そこだけが違約金が発生していないというふうに理解しております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そのあたりは、もう少しまた調べてみますが、しかし、やっぱり、普通、銀行とかの借換えと借り具合も、そういうことは言って繰上げできるような状況というのは、これこちらで当然ではないかと思えます。今後一定そういう条件でできれば、実施する必要

があるんじゃないかなと思っており、協定を結んで関係のある南都銀行ですので、そういう点では協力はもっとしてもらった必要があるんじゃないかというふうに思います。

その上で、平群町の財政健全化計画、同じように県から借りましたけれども、その中では、自主財源による臨時財政対策への繰上償還を実施する、また、起債限度額を臨時財政対策債償還借換債を除いて1億5,000万円を設定して、他方債残高の減額数字目標なども入れておるようです。そういう点では、このような借換え、もし、また同時に、新たな起債の一定の限度、これは限度額、通常の予算上の限度額ではなくて、そういうのも持ちながら全体としては借金減らしていくような道筋をつけるというのも1つの方法だと思いますが、そういうことは、今、運用上はやっていないのでしょうか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 議員おっしゃるように、繰上償還という部分につきましては、大きく、例えば比率に関しても影響してくると、効果があるというふうには考えております。

ただ、現在の河合町の財政状況の中で繰上償還という形の部分は、今は厳しいのかなというふうには考えておりますが、ただ、今後、財政状況が改善いたしましたら、そのような形で、できる形で繰上償還も行っていきたいというふうに思っております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 確かに、臨時財政対策債のほうにつきましては、ある程度返したり、また同時に全部使わなかったら、交付金の繰入れ考えたらプラスになる面もありますから、そういう点はそれもできる状態というのが一つの健全化の、一つの到達ではないかと思っておりますので、その辺は視野にやって入れてやることも検討してみたらどうかと思います。

それでは、続きまして、住民サービスの関係で伺います。

先ほどから、豆山の郷、また、まほろばホールについて、確かにそういう、今の段階で古くなった中で、長寿命化計画及び維持管理の関係とか出されておりますが、ここはひとつ本当に何か、コンクリートの建物としては確かに一定法定的なあれはありますけれども、実際としてヨーロッパの歴史的なものを含めて、やっぱりかなりの何十年というスパンで使われているものがあります。実際、今の長寿命化も大体あと30年とか40年とか、70年ぐらいまでというのを考えて対処ですが、それに対するかかり方というのは、ちょっとあまりにも大きいんじゃないかということでは、本当にそれも含めて、まず使うという前提に立った上での

検討というのはいけないのだろうか、もしくはそういう事例というのは、全国でもないのかということについてはどうでしょうか。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 浦福祉政策課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 一応、この中期保全計画につきましては、今後30年間メンテナンスをすれば今後も使えるという一つの仕様になっております。当然、必要最低限に抑えることによって、実際かかる金額は下げることは可能なんですけれども、やはり今後当然かかっていく費用につきましては、大体これぐらいの費用がかかるということですので、その辺のバランスの図り方は非常に難しいものと考えておりますので、今後、実際30年間使うに当たっては、必要なものと必要でないものというところを精査する必要があると考えております。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） やっぱり文化ホールとかは、また福祉的なこういう総合施設というのは、やっぱり一定住民の生き生きとした生活、さらには潤いのあるまちづくりを含めて大事なことやとは思いますが。確かに、そういう点では、その管理の仕方という点でそれをどう下げるかということになるんですが、もう1個本当に突っ込んで、そういう検討をしながら、ぜひこれは進めていってほしいなと思います。先ほどまだ、当然決定ではないということであらゆる方法を含めてということ言われておりましたので、その中で本当に河合町らしくというか、河合町として何かできる方法というのはいけないものかということについては検討して、ぜひ整備していただきたいと思っております。

あともう1点、住民負担が増えるという要因になつとる計画になりますのが、下水道料金の件です。やはり、当然、今の住民生活とかいろんな状況を見たときに、負担増については極力それを避けつつ、もしくはできないものかというのが当然あります。そういう点では、やっぱり私たちは指摘をしておかざるを得ないかと思えます。

そういう点で、繰出しが確かに2億数千万、周辺ぐらいのコストとか、上牧とかに比べても多いとは多いです。それが早くやったからだというふうにはなっておりますが、そういう点で先ほどの繰入基準のところを見たときの、やはり借金した分に対する繰入額というのもの、やっぱりかなり大きな比重になります。そういう点では、更新計画とか、工事の関わりが出

てくると思うんですが、そういう点では、繰入額を下げるということも含めたときに、当然必要なことなんですが、そういう工事計画を見直しとかを含めて起債の額を減らしたり、また、公債費を減らすようなことができないのか。それとの関係で繰出しを一定減らすようなことはできないのかと思うんですが、その検討というのは理屈上も含めてですができないんでしょうか。

○上下水道課長（上原郁夫） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 上原上下水道課長。

○上下水道課長（上原郁夫） 来年度、令和4年度に下水道ストックマネジメント計画の更新を予定しておりますので、その中で事業費用の費用対効果を念頭に、経費などの圧縮の検討をまいります。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ぜひそういうことも含めて、当然安全上の問題とかあつたりしますので、それを確保せんといかんですが、それも含めてしながら繰出しが少しでも減らせられるという方法というのは、もうそういう面からも検討していただきたいなと思っておるところです。したら最後に、次に、大きな2番目の公共交通の充実の件で伺います。

1つは、この間具体的にどのようなことをと言って、先ほど幾つか答えていただきました。また、とりわけ職員の待遇改善ということもあって、それを直截という形でして、一定の間、激減したというふうに今伺いました。そういう点では効果があったのかなと思いますが、ぜひこれについては、引き続き確認したいと思います。

その上で、すな丸号のほうにつきまして、先日の町長の施政方針でも、令和4年度に巡回ルートや発着の拠点整備見直しなどを触れられておりましたが、具体的にこれほどのように進めるという予定なんでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） すな丸号の運行ルートの見直しに関しましては、既に検討を開始しておるところなんですけれども、具体的には検討の内容としまして、やはりルートの見直しに関しましては、生活の利便施設の位置であるとか、既存の公共交通との結接、そして代替交通の有無、そういったものを人口分布など様々な町を構成する要素を基に検討する必要があります。現在、職員の部局横断の形でチームを立ち上げておまして、そうい

った中で今検討を進めておるところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 残り時間5分です。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 具体的にはいつ頃という予定なんですか。実際にそれを実現するためには、どのような手順を踏むつもりですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 具体的にこの後の手順といたしまして、実は住民代表の方とかがご参加いただけるすな丸号の運行管理規程に基づくサービス向上意見交換会、こういったものを実は本年度開催の予定をしておったんですけれども、コロナ等の理由によりそういった住民参加でご意見をいただくという機会を設けられておりません。そういった手順がまだ今後必要かなと考えております。

あと、具体的にいつまでといった期日なんですけれども、それはちょっとここでは申し上げることができないんですけれども、なるべく早く使い勝手のいいものに変えていきたいと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この件については、今、次長、言われましたが、確かに管理規程とか、それから進行マニュアルというのは実行されているということでした。その中で、確かにサービス向上意見交換会というのがありましたので、住民の声がいかにか反映するかどうかというのが、この件については非常に一つのネックになっていたもので、それがどうなのかということをお伺いしたんですが、先ほど聞いた状況でした。

ただし、答えられないと言いながらも、それこそ年度内と言っているならいつ頃をめどにとかいうのは、やっぱりせめて清原町長の間で4年度中と言っているんですから、どれくらいまでにはということは、今は全然考えていないのでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 具体的期日、それはちょっとここではお答えすることはできないんですけれども、なるべく早く実現したいとは考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これについては、非常に住民の方、非常に関心も高いし、やっぱり要望があります。具体的に目に見える形で改善させていくことはやっぱり大事やと思っておりますので、それではちょっとまだ不十分なんですけれども、何らかの形で、いつぐらいまでというテンポを分かるように示していただきたいなと思います。

その上で、公共交通システムの充実という点では、やはりいろいろ組み合わせというのがやっぱり大事だと思っております。ドアツードアの仕組みはやっぱりないとなかなか有効に機能しないかと思っています。この前、前回の議会9月のときに、福祉有償運送事業の改善については要望したところですが、確かに、利用対象者が今の段階で制限があるというのは理解していますが、その際、町外への買い物なんかについても、社協のほうでアンケートを取ったりして、考えているという、当面実施しないということでしたが、これらについてもぜひ進めていく必要があるんじゃないかと思ったり、その辺が自己運動じゃないですけども、改善するサイクルになっているのかどうかについて。それと同時に、ドアツードアについては、福祉運送事業をやっぱりベースにしながらも、やはり上乘せの横出し、本当にできないのかということについてはぜひ検討したいと思いますが、それについてはどうでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 公共交通施策ということで、確かに、停留所までお越しに来られないという方の移動手段の確保というのも、我々に求められているものだと十分認識しておりますので、様々な方法を広く提供できるような形で考えてまいりたいと思います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その上で、こういった公共交通の問題について、すな丸号の条例制定の発議というのは、これは請願でした。請願の採択がされておるんです。それについて、実際、今どう考えているのか、もう一度その辺をはっきりと答えていただきたいと思います。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） あくまで条例と申しますが、法的な拘束力もしくは強制力、これらを持つことから住民さんの権利を制限したりとか、義務を課するような場合には必ず条

例じゃないと駄目だということでございます。

そして、条例を制定する際には、こういった議会での審議というのを経ていただく必要がございますので、そういった決まるに至った経緯は分かりやすい、公平性、透明性に優れるものと考えております。ただ、その分遡行力というのが弱いんじゃないかということで、今検討しているところでございます。

したがいまして、実際に請願者とも2度ほど現行を考え、意見交換もさせていただいたんですけれども、今後そういった条例化の必要性、正当性を裏づける事実をご提示できるのであれば、条例を制定してまいりたいなと考えているところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この件については、すな丸号とは名前つけておりますけれども、一番の趣旨はやっぱり住民の移動する権利を守るという公共交通の仕組みを重視してほしい、また、住民の意見が反映できる仕組みをその中につくってほしいところにあると思っております。その意味では、運行規程とかマニュアルとか、先行実施していたとしても、とにかく、公共交通に関わる重要な町政上の課題だということで、条例としてまさに町の法律として決めて、かつ、その中で自己運動やないですけれども、改善していくような仕組みを込めてつくるといのは、一つの特色ある町政運営、または条例として意味があるんじゃないかと思います。この辺ぜひ検討してほしいと思いますが、これ町長どうですかね。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、議員おっしゃっていただいている問題、河合町も少子高齢化の町になってございます。そういう意味も含めまして住民サービスというか、いろんな面で支援していく形は模索していく必要があるかなと思っております。私も議員時代、デマンドタクシーのことで一般質問したこともございます。だからいろんな部分につきまして次長も申し上げましたけれども、検討して少しでも住みやすいまちづくりを目指して頑張ってまいりたいと思います。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） このような条例というものを一定制定している自治体もあります。ぜひ、

そこは河合町としての理念というか姿勢を示すという意味合いも含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。

最後に、佐味田川駅のバリアフリー化の件について、改めて質問します。

先ほど一定の間、事業者との話はしたということですが、具体的にそこで一步前進するという点で言うたら、やっぱりどのような方法が可能なのかを含めて検討して、確かに費用の問題出てきますが、そういうところも持って行って、その中で住民としてはどういうやることがあるのか、それが分かるようにしていただけたらと思うんですが、そういう段階で見たら、今はどういう状況だというふうに理解したらいいんでしょうか。

○まちづくり推進課長（**杵本幸史**） 議長。

○議長（**梅野美智代**） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（**杵本幸史**） 現段階の検討といたしましては、まず、課題の洗い出しからかなと考えております。その課題といたしましては、河合町、認識しているのが、鉄道利用者数をどのように増加するのか、2点目といたしまして、施設のバリアフリー化に要する費用をいかに低減させるか、3つ目といたしまして、駅周辺の整備とその他の交通手段をどのようにして鉄道へ結接させるか、4つ目といたしまして、その施設をいかに持続可能な施設とするか、5つ目といたしまして、ユニバーサルデザインにできるだけ近づけることができるかということを考えております。

以上でございます。

○6番（**坂本博道**） 議長。

○議長（**梅野美智代**） 坂本議員、残り時間1分です。

○6番（**坂本博道**） では最後に、そういう点で、そういうことを進めるためにも具体的に町民に対してどういうことをしてほしい、また、どういうことを関わり持っていったらいいのか、そこをもうちょっとはっきりさせて、事業者との関係も進めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○まちづくり推進課長（**杵本幸史**） はい。

○議長（**梅野美智代**） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（**杵本幸史**） 現在、国における鉄道駅に関するバリアフリーの取組というのでも進んでおります。その中で、全国の鉄道駅のバリアフリー化を加速させるため、国から令和3年12月に、全国の鉄道駅の料金に、鉄道駅バリアフリー料金というのを上積せる制度が創設されました。そういったことも踏まえ、乗られる方、利用される方、受益され

る方に薄く広く負担をいただき、整備費を確保するというものでございます。

やはり、鉄道駅をバリアフリー化しようとするれば、利用していただくというのが重要かと考えております。なので、町といたしましても、その利用の促進、こういったものができるかというのも今後考えていきたいと考えて思っております。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 以上で私の質問は終わります。

○議長（梅野美智代） これにて坂本博道議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

再開は11時15分です。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（梅野美智代） 再開します。

◇ 西 村 潔

○議長（梅野美智代） 7番目に、西村潔議員、登壇の上、質問願います。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（梅野美智代） 西村議員。

（12番 西村 潔 登壇）

○12番（西村 潔） おはようございます。

議席番号12番、西村潔が、通告書に基づきまして質問いたします。

今回は、5つの課題について質問いたします。教育関係が2つ、まちづくり関係が2つと、財政関係が1つということで5つ質問させていただきます。ちょっと多いんですけども、質問いたしたいと思っております。

まず1つ目、日本の学校教育における河合町の状況について質問いたします。

日本の教育制度の中で教育を受けた1人として、振り返って見ますと、1961年、昭和36年に初めて私は中学校の英語を学びました。それは、そのときは英国英語でした。1年生ではHave you a book?という言葉を選びました。その後いつの間にか、Do you have a book?となったわけですね。だから、これを後で振り返って気がついたことなんですね。その当時は分からなかったんですね。それから61年が経過したんです。その間、変化は著しいですね。学校教育に変化を取り入れていくためには、どうすればよいかということが、今回のテーマなんです。

質問1、日本の戦後の学校教育に底辺に流れているものは何か。これは知識の偏重と暗記型が幅を利かせているわけですね。そこで、河合町の教育現場、河合町の理念、教育の理念とは一体どういうものなのかということに改めて私は質問をして、認識したいと思っております。

1つ質問いたします。

①価値判断を養うための授業とは一体どういうものなのか。河合町で行っている具体的な授業の中身はどのようなものなのかを教えてくださいたいと思います。

②論理的思考で意思決定をする能力を取り入れている授業の内容とは一体どういうものなのか教えてください。

③として、1と2の能力の涵養のための授業時間はどれくらいあるのかですね。

(2)として、次の授業を行っていますかと。誰がどれくらい行っているのかですね、教えてほしいと思います。

①金融リテラシーの実践授業、株とか債券とか、金利とか、お金とは一体何やと、そういうことについて過去の学校は教えないという発想でした。しかし、これはもう時代遅れですね。そういうのをこの小学校、中学校の義務教育の中で教えられるのかと、教えているのかどうかですね。まずそれが1つ。

②ITとか、プログラミングの教育、学校外のボランティア活動についてはどういうふうになっているのか教えてほしいと思います。

(3)教育免許を大学で取得するための現行のカリキュラムの内容はどうなっているのか、ぜひ私は知りたいと思っています。特に英語の授業ですね、英語の先生のを教えてほしいと思います。例えば、一般、小学校、中学校、英語、体育、美術、音楽、いろいろありますけれども、そのことについて教えてください。

(4) 変化のスピードについていけない要因は、戦後教育を受けてきた年長者や、教育指導者が若い人たちに教える教育は困難になってきているんじゃないかと思っています。何を教えるのかというんですかね。これに対して、河合町で今後スピード感を持って取り組んでいけるかどうか、何を取り組んでいるのかについて教えてください。

次、2番、河合町の公立校で教員不足はあるのか。

2月1日の日経新聞が報じている記事によれば、21年度の文部科学省の調査では、全国の公立学校で2021年度当初に配置予定だった教員のうち2,558人が欠員となっていたことが分かったという記事が載っておりました。そこで、河合町の現状について質問します。

(1) 教員の欠員があったのかどうか。

②臨時教員はどれだけ確保していたのか。

③産休や育休の取得者の人数と、その期間は一体どれくらいあったのか。

④学級担任の不足はあったのか。どの程度あったのかどうかですね。

⑤年度途中で生じた欠員を埋められずに新年度を迎えたことがあったのかどうかについてお答えください。

(2) 教員の労務管理や待遇の見直しについて所見を求めます。

①産休や育休に加え、疾患のための療養による休職の管理体制は一体どうなっているのか。

②職場での教員間でのいじめやパワハラの実態の掌握はいかがでしょうか。

③教員の残業の実態、残業料の支払い状況、支給の規定について説明をしてください。

④残業を減らす取組は、学校の校長先生がやっているのか、あるいは教育委員会がやっているのか、両方やっているのかについて説明お願いしたいと思います。

(3) 現在取っている体制について質問いたします。

①年度途中の欠員を見越した余裕のある人の配置は現行制度で可能かどうか。可能でなければその課題について教えてください。

②教育委員会は、教員間のトラブルを掌握する体制があるのかどうか。

③先生から教育長等に直接連絡する仕組みがあるのかどうか。

④教育長は、定期的に現場の教員と面談する機会を設けておりますか。

次に、3、人口減少と高齢化社会でのまちづくりと都市計画について質問いたします。

少子化・高齢化が進めば長寿化が伴うわけですが、当然、高齢者の平均年齢の高齢化が進むことが予想されます。長寿化は喜ばしいことですが、そこには様々な課題があります。個人にとっては生活資金や住居の確保、働く時間の延長などが出てくるわけです。地域

社会においては、住みやすい場所の確保として、住民や商業施設の整備などがあります。これは、高齢者に限らず若い人も交えたまちづくりが必要になってきます。個人がどのような人生を設計するのか、これは全ての世代の問題として捉えたまちづくりが必要になるのではないのでしょうか。そこで質問します。

(1) 河合町の都市計画において、次の点が考慮されておりますか。2つあります。

①インフラの老朽化等を見越したコンパクトシティの概念を取り入れたまちづくりの必要性について、町の所見を教えてください。河合町は必要ないということもあるかもしれませんね。

②ニュータウン地区に限らず、各地区において高齢者が一般的または長期的に利用できる小規模福祉型建物建設ができるよう新たな基準を設けることが可能かどうか。例えば、建蔽率、容積率、高さ制限を緩和する、全てじゃないですね、一定のところだけですけれどもね、ことが可能かどうか。例えば、なぜそういうことを制限緩和するかというと、建築コストの低減を図るということですね。その地域の中で、高齢者が歩いて5分とか10分で行けるといふようなことをするためには、小規模福祉型の建物が容易に建てられるかどうかということ、このまちづくりの中でできるかどうかですね。

次、4番目、財政健全化の進捗状況をチェックする検証協議会の設置について質問いたします。

まず、1つ目、(1) 令和3年度の決算見込みの概要を説明してください。

②令和3年度の決算の詳細と、当初予定していた内容を検証する、そのためには協議会の立ち上げを早急に実施してほしいんです。これは、今後5年間毎年行い評価することで、財政健全化の進捗を速やかに行うを目的にしたいと思っています。

①協議会は住民5名、議員5名、行政5名の15人で構成する。

②協議会の開催は9月から翌年2月までの6か月とする。

③資料は、行政側は追加資料も含め必要に応じて提出する。

④当初予定していた内容と決算結果を比較した資料に基づき、行政側の評価資料を協議会に提出する。今年の9月から実行してください。

次、5、所有者不明の土地活用について質問いたします。

政府は、2月4日に所有者が分からない土地の活用を促す特別措置法改正案を閣議決定しております。今後、公共目的で利用できる用途を広げて、防災施設とか小規模な再生可能エネルギーの設備を新たに加える。また、使用期限も現行の10年から20年に延ばすなど、放置

される土地が増えることを前提に対策を強化する。現行法では、自治体が所有者不明の土地を公共目的に利用できる地域福利増進事業の仕組みがあるようです。公園や広場、駐車場、公民館などに限定しているが、改正案では防災や再エネ分野も用途に追加するというところでございます。

そこで、河合町の現状について質問いたします。

(1) ①河合町内で所有者不明の土地はどれくらいあるのか、ないのか、説明をお願いします。

(2) ①このうち、地域福利増進事業で利用している土地の面積はどれくらいあるのか。

②建物のない空き地に従来限っていたが、廃屋などが残っている事例も容認するというふうになっております。これは、これに該当する土地の件数及びその面積、ニュータウン、ニュータウン外、それぞれお願いします。

③管理不全土地について、自治体が所有者に代わって障害物を撤去できる代執行制度を創設するようですが、河合町で該当する案件はどれくらいありますか。

④土地所有者の搜索を支援するための補助制度では、法律に基づく協議会を設置し、土地の活用管理計画をつくり、探索に必要な費用の一部を国が負担するというのも規定があるようです。今後、この協議会設置を検討する必要性が出てくるかどうかですね。

次、(3) この特別措置法の改正が行われた場合、現行の空き家等対策の推進に関する条例等の意見見直しや、影響は出てくるかどうか。

以上5つの質問をいたしましたので、答弁をお願いします、さらに追加質問あればさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうから、日本の学校教育における河合町の状況についてお答えさせていただきます。

大きい括弧といたしまして、日本の戦後教育の底辺に流れる考えは、今も知識偏重と暗記型が幅を利かせているのではないかとということで、1つ目の質問といたしまして、価値判断を養うための授業とはどういうものなのかについてお答えさせていただきます。

新学習指導要領では、思考力・判断力・表現力を高めることが求められています。思考力・判断力・表現力は、正しい知識や技能と連動するものと考えています。各授業でアクティブラーニングの手法を取り入れることにより、生徒自身が主体的に判断するという行為を

繰り返し体験させ、生きる力を育んでいます。

河合町で行っている具体的な授業の中身はどのようなものかについてです。

思考力・判断力・表現力を育むためにも知識や技能は必要なものですので、各教科や総合的な学習時間等の中で行う体験学習等を通じて、主体的・対話的に学ぶ機会を提供しながら、知識・技能に加え、思考・判断・表現などの力を総合的に育むことを目指しています。

2つ目といたしまして、論理的思考で意思決定をする能力を取り入れている授業の内容についてお答えします。

論理的思考を育てる授業は、数学や技術、プログラミングなど、多くの教科領域で行われております。例えば、社会科の授業でICTを利用して、現代の社会問題に照らし合わせたリポート授業を行っています。

1と2の能力の涵養のための授業時間はどれぐらいありますかということで、お答えします。小学生、中学生とも、新学習指導要領に基づき、ふだんの学校生活や授業で能力の涵養に努めています。

大きい括弧2つ目といたしまして、次の授業を行っていますか、誰がどれぐらい行っていますか。1つ目といたしまして、金融リテラシーの実践授業、お金、株式や債券、金利等の話についてでございます。

小学校においては、株式や債券、金利等の話は行っていませんが、お金の大切さについては教えています。中学生につきましては、マネー教育として1年生にファイナンシャルプランナーを招き2時間程度行っていましたが、ここ2年間はコロナの影響でできていません。中学3年生では、社会科の公民分野で経済の勉強をしています。また、税についての作文で、全国納税貯蓄組合連合会優秀賞を令和元年度に受賞をしています。

2つ目といたしまして、ITやプログラミング教育、学校外のボランティア活動についてでございます。

各教科におけるICT機器の利用頻度は高まり、担任やICT支援員が切磋琢磨しながら取り組んでおります。

プログラミング教育につきましては、各学年、年に2時間から4時間程度、ロボットやスクラッチ等を中心的に行いながら、全ての時間で活用をしております。

学校外のボランティア活動につきましては、社会科や道徳教育の中で扱っていますが、コロナ禍のため実践することができていません。ボランティアの重要性などにつきましては考える機会を設けております。

3つ目、教員免許を大学で取得するための現行のカリキュラム内容についてでございます。

1つ目といたしまして、一般小学校・中学校、英語・体育・美術・音楽コースについてでございます。

教育大学では、小学校の教員免許を取得することができ、中学校等の専科教員免許は、一般的な大学でも取得することが可能となっております。新たに教職課程に加えられた内容といたしまして、例えば小学校の外国語・英語教育、ICTを用いた指導法、アクティブラーニングの視点に立った授業改善、道德教育の充実等がございます。

大きい4つ目といたしまして、変化のスピードについていけない要因は、戦後教育を受けてきた年長者や、現代の教育指導者が若い人たちに教える教育はもう困難になってきているのではないかと。河合町で今後スピード感を持って取り組んでいくとは何ですかについてでございます。

現状では、GIGAスクール構想の実現を第一に進めております。ICT機器を活用した授業改善につきましては、児童生徒1人1台のタブレットを導入し、各教室に電子黒板を設置したことで、個別最適化された学びが実現できました。

ICT教育につきましては、中堅リーダーが主任となり、ベテランの先生がサポートに入る体制が確立されました。

また、学校休業中にタブレットを持ち帰り、朝の会や授業をオンラインで実施することができました。若い先生が率先して取り組んでおります。

次に、河合町の公立校で教員不足はあるのかについてお答えさせていただきます。

1つ目といたしまして、教員の欠員はあったのかについてでございます。

1月12日から3月11日までの間で、中学校において1名の欠員が出ております。

2つ目、臨時教員はどれだけ確保してきたのか。

臨時教員の確保については行っておりません。

3つ目、産休や育休の取得者はどれだけいましたか。

小学校で教諭が3人、英語教諭が1人、事務職員が1人でございます。中学校では、教諭が1人、養護教諭が1人、合計で7人でございます。

4つ目、学級担任不足はどの程度ありましたかと。

小学校で1か月間ございましたが、現在は解消しております。

5つ目、年度途中で生じた欠員を埋められず、新年度を迎えたことがありますかという質問についてですが、新年度を迎えたことはございません。

大きい2つ目といたしまして、教員の労働管理や待遇の見直しについて聞かれております。

1つ目といたしまして、産休や育休に加え、疾患のため療養による休職の管理体制についてであります。

産休・育休休暇や疾患のため療養につきましては、母子手帳や医師による診断書等本人からの申請により、校長から副申、町教育委員会から内申を上げ、県教育委員会に提出します。許可された特別休暇を取得することができます。

2つ目、職場での教員間でのいじめやパワハラの実態の把握についてでございます。

職場での教員間でのいじめやパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠、出産、育児、または介護に関するハラスメント等については、町の教育委員会が新年度に必ず校長会で教職員向けにプリントのほうを配布しております。相談窓口を設け、秘密は厳守しますということで、周知をさせていただいております。校長先生から随時教育委員会にも相談や情報提供をいただくことになっております。

3つ目といたしまして、教員の残業実態、残業料の支給状況、支給の規定についてでございます。

教員の時間外勤務手当につきましては発生しません。ただし、土曜日、日曜日の部活動指導につきましては特殊業務手当に基づき支給されます。

教員の残業時間の把握につきましては、出退勤カードで勤務時間を管理しております。実態といたしまして、月100時間の過労死ラインを超える職員はいませんが、部活動等の要因等につきましては、月平均80時間ぎりぎりの教員が数名いるということで認識しております。

4つ目、残業を減らす取組は校長先生が行うのか、教育委員会なのかでございます。

働き方改革につきましては、基本的には学校と教育委員会が連携して取り組むものと考えております。その一環として、教育委員会で勤務実態を把握し、校長先生にも管理するように指導するとともに、教職員には体調を尋ね、自分の健康管理を大切にするように助言指導をしております。

また、教職員の負担の軽減を図るため、各学校に対してスクールサポートスタッフを配置しております。

大きい3つ目といたしまして、現在取っている対策についての質問でございます。

1つ目、年度途中の欠員を見越した余裕のある人員の配置は可能ですか、可能であればその課題は何ですかについてでございます。

教職員の配置につきましては、教職員の定数が文部科学省の基準で決まっており、その基

準に基づき県の教育委員会が市町村の学校の配置を行っているので、年度途中での欠員を見越した余裕のある人員の配置は行われません。また、町単独では、どのようなタイミングでどの教員等が休むのかを予測できない状況の中、欠員を見越した余裕のある人員の配置は難しいのが現状でございます。これらに加えて、欠員が出た際には補充できる人材がないということも大きな問題でございます。柔軟な雇用形態の見直しが必要だと考えております。

2つ目、教育委員会は、教員間でのトラブルを掌握する体制はありますかについてでございます。

教員のトラブルについては、当該の管理者から随時報告、報告を受けた相談にも乗れる体制にしております。

3つ目、先生から教育長にメールやLINEによる直接連絡する仕組みはについてでございます。直接連絡取れる仕組みはございません。

4つ目、教育長は定期的に現場の教員と面談する機会を持っていますかについてでございます。

教育長は、各学校の授業参観や学校訪問を定期的に行っており、その都度、管理職を通じて授業方法についての意見を伝えております。また、定期的に各学校の代表の先生が、予算についてや人事についてや、そういった部分の要望書を持参されますので、要望内容をしっかりと精査した上で取り組んでおります。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） それでは、私からは、人口減少と高齢化社会でのまちづくりと都市計画について、2点答弁させていただきます。

まず、1点目のコンパクトシティの概念を取り入れたまちづくりの必要についての町の所見でございます。コンパクトシティは、都市機能を都市部に集約化し、人を集中させることで社会インフラを効率的に活用し、持続可能な社会の実現を目指す都市計画の施策でございます。一定区域内の人口密度を維持するとともに、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、公共交通によりそれらにアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいの身近に存在することは、まちづくりにおいて非常に有効と考えておりますが、一方で、コロナ危機における都市集中型の脆弱性も明らかとなりました。これらを踏まえた上で、インフラの長寿命化を図りつつ、河合町に適したまちづくりを推進す

る必要があると考えております。

2点目の高齢者が一時的または長期的に利用できる小規模福祉建物が建築できる新たな基準を設けることは可能かでございますが、高齢者が中重度の要介護者となられても在宅での生活が継続できるように支援する施設としては、小規模多機能型居宅介護施設が考えられます。当該施設につきましては、住居系用途地域での立地が認められております。建蔽率、容積率、高さの制限の緩和につきましては、柔軟性のある居住環境の整備は必要ではございますが、周辺の住環境、採光、通風、日照を損なうおそれもありますので、現行の用途地域に定められた基準内での規模が妥当であると考えております。

以上でございます。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 私からは、財政健全化の進捗状況をチェックする検証協議会の設置についての質問にお答えさせていただきます。

1つ目の質問といたしまして、令和3年度の決算見込みの概要ということでございますけれども、現時点では決算見込みは歳入歳出ともにおおむね予算どおりと見込んでおりますが、最終時点におきまして、一般財源ベースの執行残が生じると思われまますので、実質収支は黒字になると見込んでおります。

2つ目の質問といたしまして、令和3年度の決算の詳細と、当初予定していた内容を検証するための協議会の立ち上げということでございますけれども、決算状況を検証することは、財政運営の基本でございますので、これをどのようにするかは様々な方法があるかと思っておりますが、本町においては監査委員の審査、議会の決算委員会や本会議での議論、また、広報紙で住民への周知といった方法で検証及び周知を行っております。この周知の段階で、町としての検証結果を踏まえ、住民の皆様のご意見をいただくことや、意見交換会を持つことも一つの方法と考えますが、さきに申し上げました方法で検証等を実施しておりますので、こういったことも踏まえて今後検討したいと考えてございます。

以上でございます。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 松本税務課長。

○税務課長（松本武彦） 私のほうからは、大きな5点目、所有者不明の土地活用についてのうち、河合町内で所有者不明の土地はどれくらいあるのかというご質問に対して回答をさせ

ていただきます。

税務課におきましては、固定資産税の納税義務者が亡くなられた場合、課税する上で必要な情報として登記の有無にかかわらず相続人代表者指定届であったり、未登記家屋所有権移転届といった書類の提出を相続人に対して求めております。固定資産税の課税対象となる物件の納税管理人の把握に努めているというところがございます。このことによりまして、固定資産税の課税業務における所有者不明の土地についてはございません。また、納税義務者や相続人の所在が不明な場合に行う公示送達につきましても、令和3年度の課税におきましてはございませんでした。

以上でございます。

○住宅課長（森川泰典） はい。

○議長（梅野美智代） 森川住宅課長。

○住宅課長（森川泰典） 私のほうから所有者不明の土地の活用について、特別措置法の改正が行われた場合、現行の空き家等対策の推進に関する条例等の見直しや影響はありますかについて回答させていただきます。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部改正により、これまで建物のない空き地に限定されていましたが、老朽化の進んだ空き家等がある所有者不明土地であっても、特例手続の対象として適用されますが、町内には所有者等不明土地は存在しませんので、河合町空き家等の対策の推進に関する条例の影響はありません。

以上です。

○12番（西村 潔） 議長、はい。

○議長（梅野美智代） 西村議員。

○12番（西村 潔） それでは、質問をさらにさせていただきたいんですけども、まず、質問1の河合町の学校教育について再度質問をさせていただきます。

昨年9月の議会で、実践的な英語力を高めるための英語教育はどうすればよいかという質問をさせていただきました。そのときの回答は、ALTを2名する、1名追加するという町長からの答弁をいただきまして、一歩前進したかというふうに考えておるわけですが、私は、さらに、今回さらに日本の英語教育の本質について質問したいなと思っています。ただALTを2人増やすという、1人増やすということじゃなくて、日頃の学校の英語の授業について、どのように学校の先生は考えているのか、そういうところをもう少し具体的に質問をさせていただきます。

例えば、英語免許を大学で取得する場合、英語研修のカリキュラムはどうなっているのか、教えてください。

○教育委員会参事（山本 剛） 議長。

○議長（梅野美智代） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 外国語の免許を取得するに当たりまして、大学等のカリキュラムにおきましては先ほど課長も申しましたように、教育大学のほうにおきましてはその学校における外国語教育を中心とした学びを進めていくことになっております。ただし、教員免許は、一般の大学でも取得することは可能ですので、一般の大学で取得する場合には、専門的な外国語の学問を修めた上で、教職に必要な単位をそこに追加する、このような形を取っております。一部、関西の外国語大学になるんですけれども、このような大学におきましては、教員免許を取得するために1年生から2年生へ進級する際、2年生から3年生に進級する際に様々なTOEFLというんですか、あのようなものの何点以上取得した者でなければその上にいけないというふうな、こういった規定を定めており、また、最終的には、教育実習に行く前に、ある程度この点まではクリアしておかなければいけないという、そのような条件を設定している、このような形のものがあるというふうに聞いております。

以上です。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（梅野美智代） 西村議員。

○12番（西村 潔） それはね、今、説明受けたらよく分からないんです、中身がね。カリキュラムについて言っているわけですよ。そうしますと質問しますね。このカリキュラムの中で、リポートによる実践コースというのはやっているんですか教育を。回答願います。

○教育委員会参事（山本 剛） はい。

○議長（梅野美智代） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 外国語を使った様々な議論というものはそこで行われておりますので、それがリポート形式であるかどうか、ここがちょっと今のところ確認ができていない状態です。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（梅野美智代） 西村議員。

○12番（西村 潔） もう少し専門的なこと言いますね。例えば、英語の先生がどんな体験や実践をしてこられたのかについて質問しますね。

まず、英語によるドラマ、演劇をしたことがあるのか。今言ったようにリベートもちろんそうですね、リベートでも2人制と5人制があるわけですよね。それから、英語による討論、ディスカッションですね。それから、英語による演説スピーチ。それから、英語による皆の前で暗唱するというようなこと。それから英語用の書き取り、ディクテーションですね、こういうことを英語の先生はやってきたのか。教職に就かれてもやってきたのかどうかなんですね。そここのところが大事なんですね。実践をしていない先生が、なぜ英語を教えられるんですか。去年の9月、日本人の英語能力というのは世界的に見て落ちている、二流以下だということ言われているわけですね。学校教育6年間、大学院まで10年間英語を勉強してね、読み書きもできない、何のために学校で英語を教えているのか。点を取るため、私は思います、進学するためやと。点数スコアリングするということでしょうね。それでいいのかということですよ。

もともとは英語の先生が、リベートもスピーチもディスカッションも、ドラマもやったことがない、こんな話を世界に言ったら恥ずかしいですよ。そういう根本的なところの発想は、戦後教育の中で来たわけですよね。だから、スピードを持って変えないといけない、そういうところなんですよ。そうすると、ほとんどこういう今申し上げたことはやっていないということですよ。答弁をお願いします。

○教育委員会参事（山本 剛） 議長。

○議長（梅野美智代） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 実際に外国語も含めた大学のカリキュラムというのは、すみません、詳しいことは分かっていないんですけども、少なくとも英語を使った討論でありましたり、スピーチでありましたり、このようなものはそれぞれの学校において行われることになっていると思います。

あと、卒業論文等を作成する際に、その外国語の大学なんかにおきましては、もちろんオールイングリッシュでそのような議論を成されるような機会が持たれているかなと思っています。

ただし、議員お述べのようなドラマを実際に演じているとか、このような機会があるかどうかについては、全ての者がそういったことを経験しているような、このような機会は確保できているとは言えない状況にあるというふうに認識しております。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（梅野美智代） 西村議員。

○12番（西村 潔） 先生方がドラマをやったことがない、スピーチもやったことがない、ディクテーションもやったことがない人が、なぜ子供に教えられるんですか。それ疑問を持たないですか。ただ単なるプレテキスト見て、はいこれ読んでくださいとか言って、言うでしょう。ALTもいると思いますね。だから、私が言うてるのは、学校に入ってから、先生はそういう勉強をしている機会があるのかどうかも含めて聞いているわけですね。その辺のところがないと、これからの英語の世界でね、後で言いますけれども、知識偏重ですよ。テスト偏重やから、点取り虫なわけです。英語のペーパーテストの点を1点でも取るということになるわけですよ。ただ、そういうようなところで学校の先生の、やっぱりそういうレベルを上げていくということからスタートしないとね、子供に教えられませんね。リベートもしたことない、ドラマもしたことない、私は中学で英語があまりよくなかったんですけども、ドラマはさせてもらいました。だから、そういうようなことからすると、やっぱり1点刻みでスコアリングするのに特化している学校教育がいいのかどうかね。ほなペーパーテストでやるというのは、恐らく日本1回きっちりやからね。それで不正も起こるわけですよ。そういうことで、やっぱりそういう点を取ることが、学校教育の根底に流れているんだったら、これを改めないといけませんね。それはいわば文部省が決めることやからと言ってね、それは必要ですよ、しかし、それだけじゃないわけですね。

ただ、もっと質問しますけれども、外国人をね、外国人をなぜ採用しないんですか、教員に。何か原因があるんですか。町長、答弁をお願いします。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 教員の採用につきましては、町というよりも、奈良県の場合は、県の教育委員会がちょっと担当しておりますので、今議員おっしゃったような部分でまた強くというか、県教委を通じて文科省のほうにまで要求していくべき内容かなと思っております。

議員いつも言っているように、私は小学校でしたけれども、学校現場を見ておりますと、小学校でも5年、6年生は教科になりました。議員、ほんまにおっしゃっているとおりで、ただ、英語は点数を取るための教科になっては一番駄目かなと思っておりまして、町長に就任させてもらった年からというか、イングリッシュ・エデュケーションプログラムというのを学校教育以外にもやらせてもらって、英語を議員おっしゃったようにしっかりツールとして使えるというか、そのためのベースになる英語との楽しい出会いというんですかね、そういうことをまずやっていかないと学校教育には生きてこないかなということ強く

思っておりました。

そういうことで、1年目は1小校区で1会場、それから2、3小校区で1会場で行いまして、共に私もそこで見学に行きましたけれども、どちらも20から30ぐらいの子供たちが来まして、それから各会場、多分5人か6人ぐらいの外国の先生というか入ってもらって、グループでとにかく本当は1日やりたかったんですけども、どちらも半日、日本語を使わないで英語だけで楽しく過ごす、そういう体験をするという狙いでやりました。

昨年の方はコロナでできなくて、本年度もちょっとなかなかできにくい状況あったんですけども、今回は中学生がフィリピンのセブ島とオンライン留学という形で、12月、計画をしてくれておりました。ただし、これも本当にちょっと偶然で不幸な出来事だったんですけども、その1週間ぐらい前にセブ島のほうで大きな台風が来まして、向こうのちゃんとオンライン留学するそういう先生方とか、いろんな部分で被害になりまして、できなくて、その代わりに当日、12月後半ぐらいだったと思うんですけども、1中と2中で行ったのは、今おられるALTの先生が前段というか、そういうフィリピンのこととか、セブ島のこととか、いろんなそういう紹介とか、それからゲーム等を取り入れながら、学校教育と違ったそういうリポートとかそこまではいっていないんですけども、とにかく自分の思いを伝えるということをやったりとか。それから、後半部分では、オンライン留学できませんでしたが、向こうのほうにというか、そういう激励のそういうものをつくって送るという、後半のところは私、見学していないんですけども、そういう取組がなされました。だから、議員おっしゃっているように、本当に日常に使えるというか、子供たちもそれを通して異文化に触れるとか、はい、そういう部分では今後とも本当に貴重な意見いただいたと思っておりますので、教育委員会のほうでも生かしていただきたいと思っております。

すみません、ちょっと長くなりました。以上でございます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（梅野美智代） 西村議員。

○12番（西村 潔） それでは、質問を続けますけれども、脳科学者の茂木健一郎さんというのが、21日付でレポートを渡させてもろおたんですけども、これは読まないと思います。町長、読まれましたか、教育担当、読まれましたか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 読んでおります。

○12番（西村 潔） この感想を述べてください。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） こちらの資料に基づきまして、まず、TOEICの話が出てきましたが、そのTOEICというのは英語能力テストでございます。その英語能力テストが不要なのか、不要でないのか、これはリベートという形の議論になってくるのかなと思うんですけれども、そういった中で教育委員会といたしましては、どちらの意見も最終的には必要だと、テストが全てではない、ただし、テストをしないでまた評価を進めていくということもなかなか難しいのかなというふうに考えております。

ただし、今後、大学受験につきましては大きく変わろうとしております。そういった部分も含めまして、教育の仕方につきましては、しっかりと見直すようにしていかなければならないと。例えば、何を教えるのか、また、何を学ぶのかというところから、今後はどのように教えるのか、どのように学ぶのかという、ちょっと発想の転換というところで自ら学ぶという姿勢を進めていく、主体的・対話的に深い学びに結びつけていくといったところにしていけたらというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（梅野美智代） 西村議員。

○12番（西村 潔） 町長、教育長、読まれましたか。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほどちょっと申し訳ございません、西村議員おっしゃったちょっと聞き取りにくくて、ちょっとどういうやつかちょっとすみません、理解しておりませんので、もう一度よろしくお願ひしたい。

○12番（西村 潔） 脳科学者の茂木健一郎さんが、21日付のレポートを出しているんですね。これはビデオで見られますね。たまたま私、この一般質問の原稿をつくって、いろいろ見ていたらこの人が出てこられたんです。この人の言うとおりの内容、いろいろ議論するところあります。しかし、日本の人たちの英語力というのは二流以下だとおっしゃっているわけですよ。それはなぜかというたらペーパーテストだから、スコアリングだからと、点数をつけるということですね。やっぱり文化とか教養というのがなければ、英語なんぼやっても一緒やということを行っているわけですね。もちろん、これは両極端ですので、リベートし

ているんですよ、これは。TOEICをもう90回以上通った英語の講師さんいます、満点ぐらい取っている人、その人、リポートしているんですね。だから、リポートすることはいいんですけども、やっぱり学校教育の中で全てをそうじゃなくても、そういう考え方をなぜ取り入れられないのかと。ということは、日本の英語教育そのものが世界的に見て欠落しているものがあるわけですよ。それが戦後ずっと続いてきているわけです、大学進学のためにね。

それで、実は、私、大学生のときにヨーロッパに2か月旅行したんですね。ある若者から、これスペインの人やと思うんですけども、日本人はなぜそんなに大学に行くんやという質問を受けて、少しでもいい大学にいて、大企業に入って、高い給料をもらいたいというふうに答えたんですね。私、その頃そう思っていましたけれどもね。そうすると、どれだけもらえるんですかと聞かれた。いや多分、20%から30%から、50%ぐらいは増えるんちゃうかなと思っています。そういう回答をさせてもらったんですね。その方どう言ったか、そんなんでは大学行きませんと言ったわけ。そら2倍から3倍もらえるんなら行きますという発想ですよ。また、みんなも少しでも1点でも2点でも、3点でもたくさん取って、10%でも20%でもいい給料もらおうという発想だったんですよ。そこに私はちょっと驚いたんですけどもね。

もう一つ、私は、オランダの知人の実家に行ったときに、その知人の弟さんがいらっやって、両親と住んでてね。大学進学するんですかと聞いたら、何の話ですかと言われたんですよ、行かないよと。お父さんと同じタクシーのドライバーになりますとね。そういうように、行ったときに日本の大学生、みんな何のために行くのかというと、皆、学歴偏重と、私もそのうちの1人でずっと来たんですよ。これはやっぱりおかしなと思ったんで、一応、皆さんに披露させてもろうたんですけどもね。

なぜかと言うと、やっぱり英語学ぶ言うんは動機があるわけですよ、何のために英語を学ぶかということですね。私は、実は中学校2年生から海外の人と文通をしておりました。ヨーロッパとアメリカとしていましたね。英語もろくにできないのにね。なぜ文通していたか、とんでもない話ですよ、1年生でそんなに英語書けるわけじゃないですからね。しかし、何とか向こうの人たちの生活とか、英語を話している人たちの生活を知りたかったわけですよ。だから自分で、中学校のころはテニスもやっていたから、土日もう一生懸命手紙書いて、手紙がやっと来たら、10日すればまた手紙、また返事来るわけですよ。そういうようなことをある程度繰り返して、学校の英語教育ではこれはとてもだかできないと思いまし

たね。どうしたかと言うと、その当時の松本亨先生の英会話、その英会話の内容はアメリカの言葉じゃなくて、文化を入れている、含めているようなそういう英語のレッスンなんですね。もちろん、私は金持ちじゃないですから、リンガフォンとかそういうのあったんですけども高くは買えないとかね、そういうことで来たわけです。

だから、そういう英語を何のために勉強したいかということ、やっぱり学校の中で教えているのかどうかですよね。ドラマもやったことがない先生、スピーチもやったことない、ディスカッションも経験してない先生が、なぜ英語を教えられるんですか。ただ単にテキスト読んで、はいこうとね。ドラマは小学校はもう英語になってきますよね。学校の英語の先生から、やっぱりトレーニングの仕方を変えないといけないですよ。

私は思います。英語の先生同士でリベートしてくださいよ、学校の中で。2人制のリベートあります、5人制もあります。話題はいろいろあります。死刑廃止するかどうか、そんなことじゃなくて、学校の中でいろんな問題点があれば、それを題材にして、リベートを英語でしてくださいよ。そんなこともできない学校教育で、なぜ国際的に英語をしゃべれるか。茂木先生はおっしゃっていますよね、これは二流以下だと言っていますよね。これからやっぱり若い人たちにそういうチャンスを与えるということは、若い人の意識を求められているわけですよ、学校教育の中で。私は、残念ながら、学校教育の中では点取り虫で脱落しました。点取れなかったんですね。点取れなくて残念でしたけれどもね。しかし、高校2年生のときに、やっぱりこれではあかん、大学行かんとあかんと思ったから、英語の勉強1年間、読解力をつけるための1年間、親に言いましてね。3,000円で授業を went 行きましたけれどもね。

だから、点取り虫にならざるを得ないというところが、やっぱりちょっと問題があるなと思いますね。だから、その点で学校の教育委員会として、何をどうしたらいいかということですよ。今のお話だと何もできないんじゃないですか。いかがですか、教育長どうですか。

○議長（梅野美智代） 残り時間4分です。

○教育長（清原正泰） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原教育長。

○教育長（清原正泰） 今、議員おっしゃったことは、今の時代に即したお話やとは思いますが、ただ、教員になるために英語のみならず、全ての教科目指している先生方というのは、4年間やっぱりしっかりと専門性を磨くために、いろんな取組を多分されていると、私はそのように認識をしております。

確かに、世界から見たら英語は、非常に日本にとって劣っているというふうな状況がある

のは確かだと思います。スピーキングやリスニングよりもまず文法から入っていくような中身があったりということで、これはやっぱり英語の先生方も年間通しているんな研修も実はされております。確かに、もっと高いところの指導法であったり、また、子供にどのように英語に対する意識ですよね、これをどう高めていくかということやと、このように思っていますが、今までの指導は、やっぱりチェックアンドトーク、チョークを持ってトークをするというふうな今までの流れやったと思うんですけども、やはりICT端末を利用して、やっぱり授業の方法が随分変わってまいりました。今まで自ら手を挙げて答えることもできなかった子供が、ICT端末を持つことによって、自分の意思をそこに伝えることができるという。また、先生も今までチョークを持っていた人間が、やはり端末を通して子供の思いを引き込むことができるという、そんな授業に変わってまいりました。これは、やはり英語の先生方も授業を見る限りでは、中学校においてはオールイングリッシュでされておりますし、また、そのことがどのような評価になるかということは、私はこれからだとこのように思っています。

また、先ほど茂木健一郎先生のお話がありましたけれども、やはりいかに専門性を生かすかということやと私は認識しています。例えば、高校入試においても、今現在、あしたから一般入試始まるんですけども、特色選抜であったりというふうなことで、やはりより専門性を生かすような入試のシステムになっている、もちろん大学もそうやと思うんです。例えば、ICTいわゆるコンピューター使って、タイピングだけで入試合格する、府立大学に合格するという事例も実際あるわけで、やっぱりこれから授業の中身については、それぞれの学校でより特色のある授業、その中の英語もそうだと私は認識をしています。例えば、イマージョン教育ですか、岐阜県のほうでそういう教育も実際されているということは、もう小学校の時点で全ての教科、英語でお話をするということで授業をされている町も実際あるわけで、そんなことも参考にしながら、河合町の子供にどのような授業を進めていったらいいのかという、今、議員おっしゃった特に英語に関しては、本当にしっかりと進めていきたいとこのように思っています。

以上です。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（梅野美智代） 西村議員。

○12番（西村 潔） 日本にしながら英語を勉強するのは難しいんです、それは分かりますね。だからこそ、学校の教育の中でそういう土壌をつくってもらいたいということなんです

ね。確かに、それはできる範囲に限られます。せめて、英語の先生がリポートやっってくださいよ英語で、学校の中でもやっってください、4人から5人いたらできるわけですからね。そういう訓練を自らがやっぱり経験してもらわないと分からないわけですよ。今やっていないでしょう、何にも。リポート、ディスカッション、ドラマ、なぜ学校の先生それしないんですか。自らの専門の英語なんでしょう。そこに問題があるわけですね。

確かに、そういう点では限界はあります。だから、ハーバード大学の出身のバックンさんがいますよね、その方は、英語を身につけたければ現地に行くというのが一番早い、安上がりですわね。実際にそうですね、向こうへ行けば24時間もう英語漬けになるわけですからね、私もシカゴに1年おりましたけれども、行く前は不安で不安でしゃあなかった、通じひんちやうとかね。しかし、行ってみたら、そんな話飛んでしまうわけですよ。毎日、毎日やらんといかんわけですからね。だから、そういう環境をいかにつくっていくか、限界はあるけれども、学校の教育の中でそういうことをつくっていく。子供自らが勉強したいということについて学校で教えてほしいわけですよ。この点はいかがですか、今の学校現場ではもう無理ですか、そういうことは。

○教育長（清原正泰） はい。

○議長（梅野美智代） 清原教育長。

○教育長（清原正泰） いや、今おっしゃったことは、これから進めていくべきことだと認識しておりますので、そういったことに関しては、いろんな方のご意見をいただきながら、これはやっぱり進めていきたいと、このように思っています。

以上です。

○12番（西村 潔） 次、質問したいんですけども。

○議長（梅野美智代） 西村議員。

○12番（西村 潔） 時間がなくなってきていますので。

○議長（梅野美智代） はい。

○12番（西村 潔） まず、学校の先生の残業を減らすという取組について質問させていただきます。

いろいろテレビとか何かでニュースで出てきますね。学校の先生、規定どおり残業もらえないとかね。限界があるとかよくなっていますけれどもね。この具体的に残業を減らすための具体的な対策というのはやっておられるかどうかということですね。それは誰がやっておられるかです。教育委員会と校長先生やっておられますけれどもね、そうすると、やっぱり

仕事の量減らしていく、その担当制を持つとかね。小学校でもそうですね、理科の実験なかなか難しいところあるから、そういう専門の先生で理科を教えてもらうとか。その辺の先生の待遇を改善するという事は負担を軽くするための方策を、今現実にもどのようにやっておられるかについてひとつ説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 残業時間につきましては、教育委員会、また学校としっかりと連携を取りながら進めているところではございます。

管理職の呼びかけといたしまして、例えば、第1中学校、部活がない日につきましては定時にきちんと呼びかけをしたりだとか、第2中学校につきましては、基本的には午後8時には帰るように呼びかけるというふうな、しっかり強制的には帰らすということがなかなか難しいんですけども、声をかける、残業を少なくするという意味合いでは、しっかりと管理職のほうから声かけのほうしていただいております。

また、来年度、こちら導入する予定にはなるんですけども、校務支援システムの導入というところに、しっかりと働き方の改革というところで活用していけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（梅野美智代） 西村議員、1分切っています。

○12番（西村 潔） 最後に財政の話です。

監査とかいろいろやっているから、すごいチェックしてもらっているという発想ですね。

私は、自分も入れてやってほしいんですけどもね。なぜできないんですか。

○財政課長（新井俊洋） はい。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 決算などの検証ですけども、まず、庁内部での検証は当然行っていくというところでありまして。また、本年1月27日に奈良県と財政健全化の推進に関する協定書を締結しましたので、今後はこれまでやってきた検証などに加えて、奈良県との合同勉強会においても健全化の進捗状況の検証を行って、必要に応じて改善を図るなど進めていくこととしているところでございます。

検証の方法につきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、こういった方

法で取り組むことがいいのか、委員の提案も踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（梅野美智代） 西村議員。

○12番（西村 潔） これは以前から言うている話ですわね。どういうふうに検証するのかね。

○議長（梅野美智代） これにて西村潔議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

再開は13時30分とします。

休憩 午後 0時30分

再開 午後 1時30分

○議長（梅野美智代） 再開いたします。

○議長（梅野美智代） 各議員の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけさせていただきます。その後、30分を過ぎて発言を続けた場合は、マイクのスイッチを切らせていただきます。また、飛沫感染防止のため、理事者の答弁及び議会議員の再質問以降は、着席のまま対応をお願いいたします。

なお、質疑の際はマスクを外させていただくことがあります。ご了承ください。

ここで、本日午前中に一般質問した坂本議員の質問の回答を理事者よりしていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） では、お願いします。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 午前中の坂本議員の質問の中で、私のほうが質問の趣旨を正しく認

識できておらず、申し訳ありませんでした。

改めて回答させていただきます。

奈良県の無利子貸付による借換えを実施せずに予定どおり償還していた場合の令和8年度末の元金未償還残高はという質問でございますけれども、起債本数としましては2本で、残高としましては857万6,000円となっております。

また、この借換えを実施したことによる令和8年度末の県からの借入残高はということでございますが、起債の本数としましては11本で、残高は1億2,655万円となっております。

なお、この奈良県からの無利子借換えによりまして、町の利子負担が740万円軽減されるということでございます。

また、この借換えは、住民サービスを低下させないように財源の平準化ということで実施させていただくことになったものでございます。

以上でございます。

◇ 常 盤 繁 範

○議長（梅野美智代） それでは、8番目に、常盤繁範議員、登壇の上、質問願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

（2番 常盤繁範 登壇）

○2番（常盤繁範） 議席番号2番、常盤繁範。

一般質問通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

今回の質問事項につきましては2点ほどございます。1番目、農業水利施設の機能保全について、2つ目が臨時財政対策債についてでございます。

では、通告書を読み上げさせていただきます。

令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づいて、大和川水系大和川等について、改正後、全国初となる特定都市河川の指定が行われました。指定に合わせ国土交通省は、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務づける運用を開始、河川掘削、遊水池、下水道などのハード整備の加速化に加えて、公共、民間による雨水貯留浸透施設整備を促進することとなりました。

河川に関連する施設として農業水利施設があります。河川を横断して設置される構造物である頭首工は、河川の流況や河床の状況等の河川状況について考慮する必要があります。また、農業水利施設としての機能だけでなく河川流水を安全に流下させることが求められるほか、頭首工の構造物としての状況や、その周辺の環境との調和にも配慮する必要があります、加えて河川流水を安全に流下させるために、機能不全を起こし単なる障害物になることは治水政策の障害になると考えます。

上記の考察に基づき、以下の内容を質問いたします。

1 番目、町内の農業水利施設頭首工は、各河川何施設ありますでしょうか。

2 番目、それぞれの施設の機能状況をお伺いします。

3 番目、老朽化、流下能力低下の状況にある施設はありますか。

4 番目、性能低下の進行度合いを考慮し、部分的な補修、補強、全面的な更新が必要ですが、直近の実績はありますか。

5 番目、係る事業としては農業水利施設整備事業、都市改良施設維持管理適正化事業、農業用河川工作物応急対策事業がありますが、国・県、受益者として、町水利組合とそれぞれの負担割合を確認いたします。

6 番目、以上1から5の点を踏まえ、総合的に検討する必要があると考えますが、今後、検討していくための各施設状況を把握しておりますでしょうか。

設問としましては2番目、臨時財政対策債について質問させていただきます。

財政再建の途上である河合町においての臨時財政対策債を起債する理由を伺います。

臨時財政対策債は、その名称のとおり臨時的に起債する債権で、当然のことながら債務が発生します。それ以外に債務を構成する建設公債、償還期間を施設の耐用期間に合わせて、その施設の建設費用を世代間で分かち合うこととして金利が発生するんですけれども、係る世代間の財政負担を平準化するという意味合いの建設公債とは大きく違う起債理由があります。単年度予算の足りない財源を穴埋めするために起債する、いわば赤字決算を出さないための起債であると考えます。地方財政財源法は、公共施設を建設する財源にする場合などを除いて、地方自治体の財源は地方債の起債ではなく、地方税や地方交付税など地方債以外の財源で賄うことを原則とする非募債主義を取るよう定めております。

財政再建を進める河合町において、財政指標の改善を目標にして改革を行っていることは評価いたします。しかしながら、将来世代へ臨時財政対策債起債による債務履行が毎年度積み重なっていることは看過できません。自治体の維持という意味では恩恵は受けられると考

え、現時点の恩恵はあると考えますが、将来的な形での恩恵は皆無に等しく、その債務履行により予算執行の自由度が制限されて、仮説でございますが、家の前の道路にできた大きな穴を埋めることもしてくれない、そういった自治体になる可能性もあると考えます。

上記の内容を踏まえ以下の点を確認し、追加質問を最終的に町長へ追加質問し、今後の財政再建方針を伺います。

1 番、予算を政策的経費、投資的経費、経常的経費として分類し、検討の上、予算編成が行われておりますでしょうか。

2 番、それぞれの経費について、財政再建方針の見地でどのような取組を実施しておりますでしょうか。

3 番目、経常的経費を必要不可欠である認識、そういったものを返還し、取り組んでいることは、ある一定の形では理解します。しかしながら、臨時財政対策債起債が常態化していることは、財政指標改善のため、いわば見栄だけでも何とかよくしようと受け取られかねないと思いませんかでしょうか。

4 番目、財政再建のため改革を行っていることは理解し、評価いたします。しかしながら、もう少し、ここをこうしてこのようにしますといった具体的方針も財政再建方針に必要だと思いませんかでしょうか。

再質問については、自席にて行います。加えて、今回の質問は以後に予定される予算審議特別委員会を考慮して、来年度の予算編成について言及を促すものとは考えておりません。

登壇の上での発言は以上とさせていただきます。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） それでは、私からは農業水利施設の機能保全について答弁させていただきます。

1 点目の各河川における頭首工の数でございます。

まず、頭首工とは、河川やため池、湖などから農業に必要な水を取るための水利施設の一つでございます。川の水をせき止めて水位を調整する取水堰と、そこから用水路へ水を入れる取水口とを合わせた施設をいいます。各河川における頭首工の数でございますが、町内には13施設ございます。河川ごとの施設数といたしましては、曾我川 1 施設、不毛田川 2 施設、佐味田川 6 施設、葛下川 1 施設、滝川 1 施設、大和川 2 施設となっております。

2 点目の各施設の機能状況につきましては、地元水利関係団体にて管理いただいている施

設であることから、本町では把握しておりません。

3点目の老朽化、流下能力が低下している施設の有無につきましても、同様に把握しておりません。

4点目の直近の実績でございますが、農業水利施設に関する直近の実績はございません。

5点目の事業実施に係る負担割合でございます。農業水利施設整備事業は、国50%、県5%、受益者45%、ただし機能保全計画策定などにつきましては、国100%となっております。

続きまして、土地改良施設維持管理適正化事業でございますが、国30%、県30%、受益者40%となっております。農業用河川工作物応急対策事業は、事業費に応じて負担率が変動いたします。

6点目の各施設状況を把握しているかにつきましては、平成21年度に奈良県による農業用水実態調査以降、施設状況の把握はしておりません。

以上でございます。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 私からは臨時財政対策債についての質問に対して回答させていただきます。

1つ目の質問といたしまして、予算を政策的経費、投資的経費、経常的経費として分類し検討の上、予算編成が行われていますかという質問でございますけれども、予算編成におきましては、予算科目でおおむねこの政策的経費、投資的経費、経常的経費と整理した上で検討を行っております。

2つ目としまして、それぞれのこの経費について財政再建方針の見地でどのような取組を実施していますかという質問でございますけれども、まず、経常的経費につきましては、過去の実施状況や効果など内容を精査して、不要なものは廃止、縮減するなど可能な限り抑制する方向で進めております。投資的経費につきましては、緊急性や財源確保の有無、また、中長期的な財政運営の方針を踏まえ、優先順位を考えた上で行っております。政策的経費につきましては、地域課題の解決や町の将来を見越した事業として、効果や優先順位を考えた上、財政健全化の見地から一定の財源の制約を設けて検討を行っております。

3つ目の質問としまして、臨時財政対策債の起債、これは財政指標の改善のため見栄えだけでもよくしようということで受け取られかねないということの質問でございますけれども、

臨時財政対策債につきましては、地方財政全体の中で標準的に発生すると見込まれる財源不足額について、普通交付税に代わるものとして国の算定根拠に基づいて発行が認められているものでございます。地方交付税と同様に用途制限のない一般財源でありまして、その元利償還金は、後年度に全額交付税措置されることとなっております。このことから、臨時財政対策債の発行は、財政指標の改善や見栄えのためではなくて、国の施策に基づいて発行しているものでございます。

4つ目の質問としまして、財政再建のため具体的方針も財政再建方針に必要なだと思いませんかという質問でございますけれども、財政運営を行っていく上での方針につきましては、財政健全化計画を実施する中で、必要に応じて追加、修正することで住民の皆様にもできる限り分かりやすく伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） お答えいただきまして、ありがとうございました。

お答えいただいた中で、こういった1番目の項目になるんですけれども、今まで直近の形で実績があるか、4番目の形になるんですけれども、補修ですとか補強、また全面的な更新があったかどうか、ありませんというお話でありました。

しかしながら、これ検討した案件というのはありませんでしたでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） お答えいたします。

これまでに検討させていただいた案件はございませんでした。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 再度確認させていただきますが、相談を受けたことはございませんか。

こういった形でちょっと直してみたいと思うんだけれども、どうやろかという形の話もなかったんですかね。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 直近で1件ございました。佐味田川に設置されている城内遺跡でございます。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） この件に関してちょっと確認させていただきたいんですけども、一応20年ほど前に一度相談させていただいたことがあると水利組合の方々がおっしゃっているところがあるみたいなんです。そういった形の記録というのは、現在残っていないのでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 私の知る限りでは確認できておりません。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） はい、分かりました。一応その水利組合の方々のヒアリングをしますと、非常に受益者負担としての工事に係る費用の部分が相当かかるというところで、一旦町のほうからもいろいろ金額としてこれぐらいかかるよという部分のところも含めて、業者さんも交えて相談したところ、なかなかちょっと進まなかったと、そういう経緯があったようです。

その中でちょっと確認していきたいと思うんですけども、受益者である水利組合、また世帯の負担割合というのが、現状では低い形で、かつ受益者としての町の負担のほうが高く設定されているような感じはするんです、ヒアリングしていきますと。そういった形のもので実際のところ、例えば相談ベースでこういう形のものを考えているんだけど、どうでしょうかといった場合に、町のほうとしては、自分たちで費用負担する部分がちょっと多大になるということもあって少し尻込みするとか、ちょっとねという形で、うちお金がないんでという形で、どちらかというとなんか前払い的な扱いをしているところがあると思うんです。しかしながら、例えばですけども水利組合ですとか、そういった費用負担も考えてもいいよと考えている農家の方ですとか、そういった方々において実際どのくらいかかるかという部分で、どのくらいの自己負担になるのかというのが、やはり知りたいわけですよ。

その中で、例えばですけども内部的な規則ですとか規約で、このくらいの負担割合でよ

そはやっていますよというところの部分は、町は把握しているところはありませんけれども、そこの部分に関して、少し今までの形から、仮に実益者である受益者負担が割合として増えたとしても、促進できるような補修工事ですとか、抜本的に新しくするというのは、ちょっと大きな形になりますから難しいところはあるんですけども、そういった形のを大きな形で受け取れるというか、検討させるための余地を与えるという部分で、今までの従前のそういった取決めの部分を少し見直していただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議員おっしゃっていただきました河合町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例に基づく町営土地改良事業に要する経費の賦課取扱い要綱により、地元負担金というものを設定しております。こちらにつきましては、平成9年度から運用されております。策定当時から土地改良事業を取り巻く状況が変化していることから、近隣の状況を踏まえた上で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では次に、農業水利施設整備事業についてちょっと質問させていただきます。

確認の意味合いなんですけれども、農業水利施設整備事業の中に農業振興農用地対象として農業水路等長寿命化・防災減災事業というのがあるんですよ。これ要件としては、事業費200万円以上かつ農家の戸数2戸以上、これが要件としてあるんですけども、そういった形というのは治水政策に関連する事業であります。

以前、例えば検討されたとか未済の事業があるとか、そういった場合においては、これを機に再検討する必要があると思いますし、また、現状の状況をチェックしていただいて、その必要性があれば治水政策につながりますので、そういった形も踏まえて調査を行っていく必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） お答えさせていただきます。

これらの事業を実施するためには、農業水利施設としての機能が、まず、その施設がどう
いう状況にあるのかというのを確認した上で計画的な計画を立てていく必要があると思っ
ています。まずそこから事業を推進していく必要があるかと考えております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 過去にこういった調査を行っていないというお答えはありました。その
内容としまして、町単体でこれは調査できるんですか、ちょっとそこを確認したいんですけ
れども。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 町単体では、かなりの費用を要するため、国の補助が必
要になります。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） その国の調査事業というのは、どういう形の事業なるかお答えいただ
けますか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 農業用井堰改修の事業メニューといたしまして、農業水
利施設診断事業でございます。事業主体は市町村になるんですが、国費100%となっております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） この事業があるのは、部署全体としてご存じだったんですかね。かつそ
ういったものを国のほうに求めるために、県にそういった形で要望を上げていこうよという
ことを検討したことはございますか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 部署内では、この事業は知っておりました。ただ、県のほうへ要望するということは、今のところ検討しておりませんでした。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） この設問について、最終的に町長のほうからご答弁いただきたいと思うんですけども、実際に私この案件といいますか、言わば井堰の件なんですよ。農繁期に川を一時的にダムのようにせき止めるために貯留施設を造るような感じなんです。そこに水路を通して田んぼのほうに水を流したりとか、そういった形の施設が頭首工としてあるんですね。その施設が、町内の幾つかの施設を見たんですけども、非常に老朽化しているんですよ。かつ、その辺に関しましてお話を伺うと、もう手がつけられない状況だと、基礎からやり直さんとあかんという形で、個別で実際に建築業者さんですとか、例えば土地改良事業団体連合会、通称土連ですね。こちらのほうが例えばそういう施設を直したりするために工事を請けたりするんですけども、その団体に登録されている事業者さんに相談しても、非常に大きな金額がかかるという形になっているんです。その中で、例えば水利組合の人が、その農家の方が単体でやろうとすると、なかなか全部を抜本的に変えるというのは難しいんですよ。しかしながら、例えば大雨が降ったときに流水能力を一旦止めるために、内水氾濫を防ぐためにとかいろいろあるわけですよ。そういった堰を開けたり閉めたりするということと、もう30年以上前の堰を開けたり閉めたりする工具を使っているわけですよ。そういう施設の状態なわけです。かつ、その施設に実際に大雨が降って、物すごい状況の台風が来て風が強い状況の中で、安全带もつけられないような状況の中で堰を開けたり閉めたりしている状況ではあるんです。

そういったところの部分、まずはどこからやるかというところの部分も、はっきり言って当事者の方々はよく分からない状態なんですよ。相談しても、何となくどういう感じで受け取ってくれているのか分からないみたいな感じで、いたずらに年数が過ぎてしまっている、そういった状況が何年も放置されている状況であるんです。

ここで町長のほうにお願いしたいところがあるんですけども、この事業というのは、市町村全体の頭首工等、井堰等そういったものを水系ごとに診断調査を実施して、更新のための整備計画を策定するためのものなんですよ。国費の全額負担という形になります。ここで

お話しさせていただきたいのは、大和川水系の流域の奈良県全ての市町村に声をかけてもらって、全体として国に対してその整備事業、調査事業をしてもらえないかと、まず現状を把握するためにやってもらえないだろうかというものを河合町の町長単体ではなくて、流域全体の市町村の首長さんに声をかけて、全体の声として上げていただきたいと思うんです。

この件に関しましてご検討いただきたいと思うんですけれども、この場でちょっとご答弁いただけますでしょうか、お願いします。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、議員言っていた内容につきましては、本当に命に関わるというか、そういう治水事業にも関係してまいりますので、今5点ありました内容につきまして、またちょっと検討しまして、そういう流域というか、市町村で協力して何とか要望を上げていくような形で考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 町長、ありがとうございました。前向きに検討して、実際に実行に移していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、設問の2番目、臨時財政対策債についての件に移らせていただきます。

ご答弁いただきましてありがとうございました。設問の内容ついて少し誤解を生むような表現をさせていただいております。それも踏まえて確認していければと思いますが、まず第一に、直近の財政力指数の部分、河合町は幾つになりますでしょうか。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 申し訳ありません。数字を今持ち合わせておりませんので、また改めて回答させていただきたいと思います。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ではアバウトで結構です。地方交付税は、うちの町に必要ですか。

○財政課長（新井俊洋） はい。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 地方交付税につきましては、標準的な行政サービスを行うに当たり

交付されるものでございますので、河合町が標準的なサービスをするに当たっては、必ず必要になってくるものでございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 当然のことながら、町の規模ですとか人口規模ですとか財政の状況を考えますと、当然のことながら地方交付は必要になると思うんですね。その上でちょっとお伺いしたいんですけども、国税5税の一定割合分の地方交付税の不足分、そういったものが発生した場合、国と自治体で折半して、自治体の発行する地方債が臨時財政対策債という形なんですけれども、これも当然のことながら必要になってくる形ですよ。回答いただけますか。

○財政課長（新井俊洋） 議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 国税収入の減少に伴って、この臨時財政対策債というのが必要になってきたということで、この実態としましては交付税の代わりというものでございますので、普通交付税と同じように考えているものでございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） また私、設問のほうで見栄えだけでもよくしようとか、積み重なっていくんじゃないかなんていう表現を使わせていただきましたけれども、これはどかどか積み重なっているわけではございませんよね。そこの部分を改めて説明いただけますか。臨財債を発行した後に交付税措置されるわけですよ。そこをお答えいただけますでしょうか。

○財政課長（新井俊洋） はい。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 臨時財政対策債の発行につきましては、その元利償還金に対して、後年度に交付税として全額措置されるものでございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁いただきましてありがとうございます。

これ発行すればするほど、どんどん積み重なっていくという形ではございませんよね。国のほうからちゃんと後々、交付税という形でカバーされるという認識で間違いはないですかね。

○財政課長（新井俊洋） はい。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） はい、おっしゃるとおり、その認識で間違いございません。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） その上でちょっと確認させていただきたいんですけども、2019年度と、令和元年ですね、2020年度、これは国のほうの税収は好調でしたから臨財債、新規発行していないんですよ。ということは地方交付税、不足分ないという形で交付されていると思うんですけども、河合町のほうはこれ発行していますよね。ちなみになんですけども、令和2年度は2億3,122万4,000円ですか、こちらのほう臨財債発行しているんですけども、その理由というのをちょっとお答えいただけますでしょうか。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 河合町が令和2年度に臨時財政対策債を発行しているということでございますけれども、これはあくまで国のこういう算定に基づいて、その発行可能額という通知を受けて、それに基づいて発行しているということでございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） そうですよ。国のほうの地方財政計画では、その2つの年度に関しましては臨時財政対策債の元利返済分として発行していいですよ、簡単に言うと、借りてもいいですよという形のもので通達が来ていたと思うんですが、いかがですか。部長のほうもどうですか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 今言っていた部分、すみません、ちょっと承知しておりません。申し訳ございません。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 一応そういった形で報道等もされている状況ではあるんですけども、もし仮に、本来であれば地方交付税の部分はこのぐらいの金額で、今回は臨財債は発行しませんよという形で、十分賄われますよという形で支給されますよという形のもので通達された

場合は、本来であれば臨財債を発行する必要がないと思うんですけども、そういった形で、例えば過去に発行しなかったケースとか、そういうのもありますか。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 河合町におきまして、臨時財政対策債を発行しなかったということ
はございません。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、その臨財債の扱いについては、総括すれば当然のことながら発行
して行って、しっかりと財源を賄っていく形で必要性があるという形で認識していけばいい
ということよろしいんですかね。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） おっしゃられるとおり、河合町が標準的なサービスを実施するに当
たり必ず必須のものでございますので、そういう認識で間違いございません。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 少し話が脱線するかもしれないんですけども、臨時財政対策債という
のは、簡単に言えば不足分を補うという、そういった形の部分で発行してもいいですよとい
うところで最終的に町長が判断する形になるわけですね。全体として、例えば3億円いいで
すよと言われたら3億円発行するのか、また2億円にするのか1億円にするのかというのは、
もうそれは職員さんと相談して決められる形であると思うんですけども、こちらの部分に
関して、しっかりと計画を立てて発行されているのかというのを確認させていただきたいん
ですけれども、いかがでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、議員おっしゃっていただいたように、計画を持って進めるというこ
とでやっております。昨日からいろいろなご質問がありまして、予算案をつくる中で一番今
やっていかなければいけないのは、生命、それから財産というか、それを守っていくための
事業ということで内水対策、それから三小の利活用のごことはもう最低限やっていく、そうい

う部分をしっかり基礎に入れましてつくってっております。

それから、あと町政を動かすに当たりまして、河合町には大きな3つの課題がございます、それは財政の健全化、それから人口が減っていております現状もありますので人口を増やしていく取組とか、それから、それに関連する魅力あるまちづくりというか、それが大きな柱になっておりまして、その基にやれるところからやっっていこうということで、それを具体化するために、もう一度細かい視点としましてファシリティマネジメントの推進、それから教育の町にしていくとか、それから子育て環境とか、そういういろいろな施策のことをしっかり視点に入れながら、計画的にやっっていくということで行っておりますで、ちょっとご理解いただけたらと思います。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 町長、ありがとうございました。

後ほどもう一度お伺いしたいと思うんですけども、私としてはここで申し上げたいのは、一定のルールに基づいて、しっかり国とのやり取りをされているわけですよ。一方で、債務を先送りしているという案件が、例えば昨日の長谷川議員の質問に対しての答弁でもしっかりと発言されていらっしゃいますし、そういった事実はあるんですけども、そういったものというのは本来であればルール違反なんじゃないですか。いかがでしょうか。誰かお答えいただけますか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

今回、償還条件の見直しという形でさせていただきました。これは何度もお答えをさせていただいているところではございますが、年度間の財源の調整をさせていただいているというのと、あとサービスが低下しないようにということで実施しているものではございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 先ほど坂本議員の質問に際して財政課長のほうからも、法にのっとった形で、ルールにのっとった形で行っておりますのでという答弁がありました。しかしながら、これ本来であったら、いつの時期に幾ら返済する予定ですよという形のを定めて債券を発行して、銀行がお金を借りて我々にお金をくれるわけですよ。くれるというか、貸し付け

てくれるわけですね。そういった形でルールを考えますと、先送りにするという事は、金融機関にとっても非常に頭の痛いところであると思うんですが、その辺のご認識はあるんですか。ルールにのっとってやっていますから問題ありませんという答弁を繰り返されるのでは、抜本的な改革にならないと思うんですけれども、いかがですか。どういう認識なんですかね。よろしくお願いします。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 今回、償還条件の見直しということでさせていただきましたが、その時々によりまして財政の状況というのはかなり変化しております。特に、以前申し上げさせていただきましたが、国の動向により大きく影響を受けているというようなところがございます。これ自体、もともとの計画上、考えていた部分から大きく異なる場所もございます。ただ、今回でしたら金融機関との協議を行っているんですけれども、金融機関自体もやはりリスクという部分はございますから、その中で実際の今後の計画、どういう形で行っていくかというの、その辺のところも説明しながら了承を得て、実際させていただいたところではございます。

当然ながらですが、町としましても健全化というのはこれからも続けていって、そのような形で運営ができるようなことで進めていくという形で思っております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁いただきまして、ありがとうございます。金融機関に対しての協議はしっかり行った上で、適正な形で措置させていただいていますというご答弁をいただいておりますが、町民の方に対して、ルール違反ちょっとしちゃったんですけれどもという、ルール違反といいますか、当初予定していたところから変更させてもらったんですけれどもというところの部分というのは、我々議会議員、それと町民の方々それぞれにどういう形で説明されているんでしょうか、確認させてください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 実際に今回、そういう形でさせていただきました。その部分につきましても、議会での説明というのはさせていただいたというふうには認識しております。ただ住民の方へという部分におきましては、広報なりホームページという形で、その辺の部分

につきましては記載させていただいて、啓発のほうはさせていただいたというふうに考えております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） その件に関しましては、ちょっと確認をしているんですけども、私としまして、個人的な考えかもしれませんが、私は地方債の返済ルール、ちょっと逸脱した利用に近いんじゃないかなと思うんですけども、そういった形の文言というのは、そういった通知文にはないような気がするんですが、その辺の認識というのはないんですかね。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 2年度の決算に係る部分の広報であったというふうに思っているんですが、その償還に係る部分の内容の文を記載させていただいたというふうに認識しております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁の内容をお伺いすると、何となく空気として感じるんですけども、債務を軽視していませんか。お金を返すということも町民に対する責任なんですけれども。当然債券を発行する際に、こういうスケジュールで返済をかけていきますという返済計画を提出することになる、取り交わすわけですよ。そういった形のもので、後々大きな状況の変化によって、こうなりましたよというのは当然あるかもしれません。しかしながら、当初予定していた責任を全うできないという部分に関しての認識がちょっと足りないような気がするんですけども、その辺のところのご認識はどういうふうに感じていらっしゃいますか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 当初予定しておりました計画から変動しているというところは確かでございます。ただ、先ほども申し上げましたように、町での状況と、それとあと社会情勢や国の動向というのも大きく異なっておりますので、それに対応するために実施はしていく必要があったというふうに考えております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 少し話の内容を変更させていただきます。

令和2年2月28日に地方創生に係る包括連携協定に関する協定を南都銀行と河合町は締結しております。連携事項は4項目、見ますとコンサルタント事業を依頼しているような関係性だと思うんです。その件に関しましては間違いありませんでしょうか。ご答弁ください。

○企画部長（森嶋雅也） 議長。

○議長（梅野美智代） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 議員おっしゃいますように、南都銀行と包括連携協定をしております。これにつきましては、双方が持っているいろいろなソースを共有して、地方創生に役立てていこうというものでございます。それに基づきまして、遺贈寄附というような形で、1つ今のところ結実しているところでございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） この南都銀行さん、債務の対象銀行でもあるんですよ。そういったパートナーシップを結ばれているという形であれば、事前に協議もしているんでしょう。何度も顔を合わせて、いろいろな協議をされていると思うんですよ。その中で例えば債務の見直し、債券を再発行して利率をこういうふうにしてもらいたいんですけれどもという形のものというのは、私としては提案できたんじゃないのかなと思うんですけれども、その件についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） すみません、大変申し訳ございません。今言っていたものをもう一度お願いできませんか。申し訳ございません。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 南都銀行さんとパートナーシップ協定を結ばれているような関係性があるわけですよ。実際に顔を突き合わせてお話しさせていただいているところもあるわけですよ。河合町の財政影響もあるわけですよ。その中で債務が発生していて、それに対して返済するという形の相手が南都銀行なわけですよ。そこの部分で、少しうちの状況を考えて何とかできないでしょうかという話はできないもんかなと、また、そういったことをしたことな

いですかというのを伺っているんです。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 基本的に証書等により、それに基づいて償還を行っているという形になっております。

議員がおっしゃっている意図の部分がちょっと分からないんですが、それに準じて返済をしていくという形以外は取れないというふうに考えております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 残り時間5分です。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） はい、分かりました。

以前、私のほうでも質疑させていただいているところはあるんですけども、その金融機関との返済の見直しの部分という話の中で、ご答弁いただくのは違約金があるからと、違約金が発生しますのでというご答弁を終始していると思います。しかしながら、違約金が幾らかというのは大体分かるわけですね。それに対して、将来的に返済するという形の部分の利息が変更になれば、そこを突き合わせれば幾らかの、もしかすると差額が出るかもしれませんよね。そういったところも踏まえて検討して、相談しようかというところは、部署内ですとか庁内、理事者の中で話合いが行われているんですか。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（梅野美智代） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） その直接のお答えになるかどうか分かりませんが、その3年間待っていただくということを銀行も踏み切っていただいた。これは特例外、例外であることは確かです。ただ、法的には犯しておりません。ただ銀行も私たちの町の財政状況の危機、そういうようなものも理解していただいて踏み切っていただいた。待ってもらおうということは、銀行もそれだけの分3年間入らないわけですから、それはかなり大きな決断であったろうと思います。その辺は、町の一生懸命やっている、そういうようなものを理解していただけたらなというふうに思っています。

ただ、そのときにそれまで数億円あった財政調整基金を幾らかずつ取り崩して、予算を編成してまいりました。ただ令和元年度の決算をするときに、次年度の予算編成では若干赤字になる可能性もあると、だから町民の皆様へのサービスが低下するようなことになってはい

けないということで、そのときにどういう策があるだろうということを県と、それから銀行と一緒に相談をさせていただきました。そうしたらそのときに3年の間で必ず立て直すんだと、町の財政を立て直すといっても百数億円の借金を全部返済するというわけではございません。ただ、予算を組むときに平準化して、それで何か特例なことが起こったときには財政調整基金があって、そこに投資できるとか、そういう正しい予算編成が組める、そういうものを約束しますということで3年間を待っていただいたという経緯がございます。ただ、そこに五千数百万円、利息が増えるということもございました。それを職員に、皆さんも財政課も一緒ですけれども、職員にもお願いをして、これまで給与カットをしてきた、これをボーナスにも、それまではボーナスには影響がなかったんですが、ボーナスにも影響させて、それで2年間、その利息の分を町民の皆様には負担をかけては困るので、職員はもう2年間給与カットに付き合ってくれないかということで、それで各部局横断的に相談をして、そして今の現状危機を脱するために致し方ないということで踏み切った。こういうようなものに踏み切りたくはなかったです、実際には。ただ、今の状況も分かっていたいて、銀行のほうも分かっていたいて、銀行も、よし、じゃ助けてあげようと言っていたいただきましたので踏み切ったという、そういう経緯がございます。

ご理解いただければありがたいです。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 取組に関しては理解しております。改めてお話しいたきまして、ありがとうございます。銀行の立場から、ちょっと予想なんですけれどもお話しさせていただきます。

6,291億円という数字が南都銀行の令和3年度の地方公共団体に対する貸出金の残高になるんですよ。この中で河合町が幾らになるかというのは、今聞くつもりはありません。どういう形の話をしたいかといいますと、金融機関にとっては、その取組ですとか熱意というのは非常に大事かもしれませんが、金融機関でも当然のことながら利息を当然売上げとして考えなければいけないし、貸し出した元金は返してもらわないと困るわけです。金融機関だって破綻するわけです。そのルールに基づいて、その信用に基づいて金融の取引が行われているわけです。

その中で、例えば先ほどの話の内容ですと、いろいろ熱意、ご理解いただいとかがいろいろ話されます。しかしながら、金融機関だって潰れてしまったらおしまいです。破綻してし

まうんです。ほかの貸し出しているところに対しての責任もあるわけです。簡単に交渉して、例えばですけれども金利を見直していただけないでしょうかという話は、当然のことながら門前払いになる形のもの覚悟しなければいけないと思います。むしろ今後は、もしかするとこれではやっていけないので、ちょっと今までいろいろ便宜を図らせてもらっていたけれども、金利上げさせてもらわないと困りますわという話になる可能性もあるわけですよ。

そういったところもしっかりとご認識いただいて、金融機関にとっては熱意の部分、そういったお話というのは理解できますよ。しかしながら、結局のところは金融商品を扱っている方々は数字なんですよ。数字の世界なんです。そうなりますと、例えばですけれども、返済すべきところの部分、いろいろな状況がありまして先送りしました。そういった形の相手先が信用に足る相手なんですかという話になるわけです。そういったところのご認識もしっかり持っていただいた上で、今後は施政を行っていただきたいと思う。

少なくともこの場で返答してくださいとは言いません。しかしながら、今後どこかで宣言していただきたいというところで検討していってもらいたい、準備を進めていただきたい、そういった内容としてひとつ申し上げていきたいことがあります。

先送りするのやめてください。どういう状況であろうと先送りしないような体制をつくるということを目指していきましょう、その辺のところ今後ご検討いただきたいんですよ。最後にご答弁いただけますでしょうか。お願いします。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、議員からおっしゃっていただきました内容につきましては、真摯に受け止めております。いろいろなところで知恵を出しながらやってまいりましたが、ご意見の中にありましたそういう銀行に対するこちらの認識をもっと精査して、責任を持ってやっていきたいと思っております。そういうことをご理解いただけたらなと思います。よろしくお願いたします。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 最後になりますが、ご答弁は結構です。

そういうお気持ちのほうをお伺いしました。その中で議会議員として、私自身としましても当然のことながら今までの従前の経常的な経費の部分に関して、これは必要なものだという認識を少し変えて、一つ一つ細かく見直していかないと絞り出せないんですよ。また、今

後かかってくる費用というのは、例えば福祉に関しても当然のことながらかかってくるわけですよ。そういったところを考えますと、今しかないんです。今このタイミングで二、三年後を考えて着手し始めないと何も進みません。またいろいろな社会的要因で、いろいろ影響を受ける可能性もありますので、そういったところも踏まえて一緒に考えていきたいと思えます。

私としては以上でございます。ありがとうございました。

○議長（梅野美智代） これにて常盤繁範議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

再開は14時40分からとします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○議長（梅野美智代） 再開いたします。

◇ 大 西 孝 幸

○議長（梅野美智代） 9番目に、大西孝幸議員、登壇の上、質問願います。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 大西議員。

（9番 大西孝幸 登壇）

○9番（大西孝幸） 議席番号9番、大西孝幸が通告書に基づき質問いたします。

奈良県平成緊急内水対策事業について。

この事業につきましては、私何度か質問をさせていただき、それぞれ回答をいただいております。今回、令和3年12月24日に大和川が特定都市河川に指定されました。このことにより、奈良県平成緊急内水対策事業への国の補助のかさ上げなどの拡充や浸水被害防止区域の指定などの土地利用対策など、流域における治水対策のさらなる推進が期待されます。既に

県による該当地域の実調査及び測量は終わっています。このことを踏まえていただき、回答してください。3点です。

まず1問目、補助率は現行からどのように変更されたか。

2番目、補助対象は現行からどのように変更されましたか。

3番目に、事業の決定は奈良県ですが、河合町として事前に取り組んでおくべきことはありますか。

この事業の決定に関しましては、候補地の決定は奈良県、事業自体は河合町になるかと思えます。先日もこの内水対策で議員の方々が質問され、その都度理事者側の答弁をいろいろ聞かせてもらいまして、多少重複するところがあると思いますが、その点よろしくお願ひします。

再質問は、自席にて行いたいと思います。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） それでは、私からは奈良県平成緊急内水対策事業について答弁させていただきます。

1点目の補助率が現行からどのように変更されたかでございます。大和川水系大和川が特定都市河川に指定されたことにより、補助率3分の1から2分の1にかき上げされることとなりました。

2点の補助対象は現行からどのように変更されたかでございます。改正特定都市河川浸水被害対策法施行前までは、用地取得に係る経費は補助対象外でありましたが、改正法施行後は補助対象となりました。

3点目の河合町として事前の取り組んでおくべきことでございます。令和4年度に予定しております用地測量までの取組といたしましては、まず、地元や地権者の方々に対し、対策の必要性やその効果などの説明を行った上で、事業へのご理解をいただくことが最も重要と考えております。地域の方々には、これまで積極的な要望活動などを行っていただいたことにより特定都市河川への指定が加速したと受け止めており、その思いを一日も早く実現してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 大西議員。

○9番（大西孝幸） はい、ありがとうございます。

今の回答を受けまして、要は財源的に町の負担が少なくなるという理解をしています。今回その予算計上、予算案ですけれども、1,500万円ほど計上されております。そのことで、要はこの予算を契機に内水対策事業が進んでいくと私は思っています。昨日も町長の答弁もありましたけれども、内水対策、安心・安全という意味において重要視されておるという答弁もありました。

あと、この特定都市河川に指定されたということは、恐らく建築の規制とか、ため池等、河川もそうです。そのことによって不毛田川の、県が候補地の近くの河川の対策というのは並行してあるんでしょうか。お答え願えますか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） お答えさせていただきます。

まず、令和4年度当初予算におきまして、内水対策事業における用地測量として2,500万円見込んでおります。こちらで事業をまず進めていきたいと考えております。

そして、2点目の県としての役割、していただきたいということで、本町が実施する内水対策事業の効果を高めるために天理・王子線の整備に合わせて上流域での調整池の整備と不毛田川の堤台のかさ上げについて、現在県に申し入れているところでございます。

以上です。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 大西議員。

○9番（大西孝幸） はい、ありがとうございます。

内水対策、その候補地だけではなかなか軽減するのも難しいと思いますから、総合的に考えて、県と隣の広陵町もそうです。高田・天理・王寺線の関係で、また雨水も流れ込んでくると思いますから、その辺も含めて県と協力していただいで進めていただきたいなと思います。

地元の現状、経緯とかその辺をちょっと申しますと、二十数年前に内水対策という計画が現候補地の3分の1ぐらいの規模でしたか、計画がありまして、結局は地権者で反対された方がおられまして、流れたという経緯があります。今回、こういう内水対策の話が出てきて、地元として長老の方であったり要は自治会長であったりとかその辺で、計画にはなっていない以前から地権者の方に対して、内水対策、こういう事業があれば協力していただ

ますかという地権者の方に話をもう既に持ちかけております。その中で協力させてもらいますという方もおられますし、いやいやちょっとという地権者の方も確かにおられます。この内水対策については地元も非常に関心があります。ということで、要は事前に話を地元ではやっていますので、ある程度の理解はしてはると思いますので、そこはいろいろな協力されない方の意思といいますか、思いがある方もおられますので、その辺は柔軟に対応していただきたいなと思っています。

例を言いますと、ここ数十年、地域の一住民の方は、自宅を2階建ての家全体を50センチ程度自腹で上げはって、それでも浸かってしまって、結局は出ていかれました。河合町から出はりました。そういうこともありますし、ここ最近では浸水が起こって玄関から出られなくて、裏のほうから出ようとして、土手を上げるのにこけはって、びしょびしょになられたというような、そういう状況もありますし、廣瀬神社もそうです。要は浸水したら畳を上げたり、そういうこともありますし、また隣接したところに河合町に本社がある企業さんもありますんで、一番ひどいときは、その企業さんの入り口の近くまで水位が上がったということもありました。その企業さんにおかれましては、町に本社があるということで法人税もかなり納めておられますので、そういう被害の軽減、そういう企業が河合町から出ていかれたら、河合町も財政的にも困りますし、その総合的な判断をしていただいて、その重要性を考えていただいて、より早く内水対策事業を完結していただきたいなという思いはありますので、そこは、これ本来、長楽、城古、市場地区の皆さんもそうですけれども、こういう思いは皆さん持ってはりますんで、そこは前に進んでいただきたいと思っていますので、しっかりと進めていただくことを願ひまして、私の質問はこれにて終わります。

○議長（梅野美智代） これにて大西孝幸議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（梅野美智代） お諮りいたします。

本日はこれにて散会したいと思いますので、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 梅 野 美智代

署 名 議 員 大 西 孝 幸

署 名 議 員 馬 場 千恵子